

---

令和7年 第5回(定例)日南町議会会議録(第2日)

令和7年9月3日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和7年9月3日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第60号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第61号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第62号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第63号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第64号 令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第65号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第66号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第67号 令和6年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第68号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第69号 令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第70号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第71号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第72号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第73号 令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第74号 令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第75号 令和6年度日南町病院事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第60号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第61号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第4 議案第62号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第63号 令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第67号 令和6年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第68号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第69号 令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第70号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第71号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第72号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第73号 令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第74号 令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第75号 令和6年度日南町病院事業会計決算認定について

---

出席議員（9名）

2番 大西保君	3番 櫃田洋一君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
6番 荒木博君	7番 岩崎昭男君
8番 高橋洋志君	9番 近藤仁志君
10番 山本芳昭君	

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 長崎みよ君 書記 ..... 倉光祐希君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 中村英明君 代表監査委員 ..... 高見正司君  
副町長 ..... 角井学君 教育長 ..... 青戸晶彦君

総務課長	……………	實 延 太 郎君	まち未来創造課長	…	島 山 圭 介君
地域づくり推進課長		浅 田 雅 史君	住民課長	……………	島 山 亮 子君
環境エネルギー課長		宇 田 聖 子君	福祉保健課長	……………	出 口 真 理君
こども若者未来課長		坪 倉 洋 子君	農林課長	……………	坂 本 文 彦君
建設課長	……………	渡 邊 輝 紀君	教育次長	……………	段 塚 直 哉君
会計管理者	……………	高 柴 博 昭君	農業委員会事務局長		高 橋 裕 次君
病院事業管理者	……………	福 家 寿 樹君			

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 7 年第 5 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

---

日程第 1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） 日程第 1、一般質問を行います。

タブレットの一般質問フォルダをお開きください。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 日本共産党の岡本健三です。9 月定例会の一般質問を始めます。

さて、7 月に行われた参議院選挙では、外国人が優遇されているとのデマを振りまき、日本人ファーストをキャッチフレーズに排外主義を公然と掲げた政党が票を伸ばし、その党に無批判に追随する保守政党が相次ぎました。そのようなデマと排外主義の危険な動きに対して、NGO の諸団体、生活保護問題対策全国会議、自由法曹団、日本ペンクラブ、全国知事会など、多くの団体が声明、提言などを発表しています。中でも全国知事会は、7 月 23 日にまとめた提言で、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であると明確に位置づけ、多文化共生の根幹となる基本法の制定などを政府に求めています。また、7 月 24 日の同じ全国知事会の青森宣言では、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すと高らかに宣言しています。

この一般質問でも取り上げますし、また、既に九条の会・にちなんから陳情も提出されておりますが、中村町長、そして日南町議会においても、排外主義を否定し、多文化共生社会の実現を目指す意思を明確に表明されるよう訴え、私の冒頭の挨拶といたします。

それでは、質問に移ります。

今回、私は大きく4つの項目について質問いたします。まず、1つ目に、中小企業の賃上げへの直接支援について、2つ目に、生活保護「いのちのとりで裁判」の最高裁判決への対応について、3つ目に、生活保護の受給開始要件について、そして、最後、4つ目に、多文化共生社会の実現についてお聞きします。

それでは、まず、1つ目の中小企業の賃上げへの直接支援についてから質問いたします。

まず、鳥取地方最低賃金審議会は、先般、最低賃金の73円、7.6%の引上げを答申いたしました。その後、異議申立てが却下されまして、9月4日、明日には決定が公示され、10月4日から効力が発効するという見込みであるということは皆様御存じのとおりです。この引上げですが、労働者にとっては不十分な額ですが、一方で、町内の中小事業者の方たちにとって7.6%の引上げというのは非常に厳しく、何らかの支援が必要ではないでしょうか。まずお聞きします。

それから、それについては、町単独で、あるいは県と連携して中小企業の賃上げへの直接支援を実施してはいかがでしょうか。

次に、大きな項目の2つ目、生活保護「いのちのとりで裁判」の最高裁判決への対応についてお聞きします。

まず1個目に、6月27日の最高裁判決で、2013年から2015年に行われた生活扶助基準の引下げ処分の取消しが命じられました。町内でこれまでに違法な引下げ処分の影響を直接受けた住民の数と扶助費削減の総額、概算金額をお聞きします。

2つ目に、厚労省は判決への対応方針をいまだに示していませんが、引下げ処分が間違っていたことは判決から明らかです。町として影響を受けた住民の方たちへの補償を検討してはいかがでしょうか。

次に、大きな項目の3つ目、生活保護の受給開始要件についてお聞きします。生活保護の受給を始めるためには、受給対象者が預貯金を処分しなければいけません。一方で、生活保護受給開始後は目的を持った預貯金することが可能です。受給開始後に預貯金ができるのであれば、受給開始時に預貯金があっても問題ないのではないかと思います。その点いかがでしょうか、お聞きします。

最後に、大きな項目の4つ目、多文化共生社会の実現についてお聞きします。

まず1つ目に、7月の参議院選挙では、排外主義を標榜する政党などが議席を増やし、社会の分断への不安が広がっています。改めて、日南町における外国人の位置づけと多文化共生社会の実現についての町長のお考えをお聞きします。

2つ目、先ほども申し上げましたが、全国知事会は、7月23日に、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言を取りまとめました。全国町村会などでも多文化共生社会の実現へ向けた制度の整備や、施策の充実などの提言、要請を行うよう働きかけてはいかがでしょうか。

以上です。これで最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えします。

最初に、まずですが、1つ目の中小企業の賃上げへの直接支援についてということで、最低賃金引上げへの支援が必要ではないかという御質問でございます。最低賃金の引上げですが、働く方々の生活の安定や所得向上に資するものでありまして、町内経済基盤を強化する上でも重要であると認識しております。一方、今回の73円、率にして7.6%という引上げ幅は、特に中小企業、小規模事業者にとりましては経営への影響が大きく、過度な負担となることも懸念されております。そのため、賃上げの流れを後押ししながらも、事業者が持続的に経営を続けられる環境の整備が必要であるというふうに考えております。

町では、これまで県や商工会と連携しながら、資金調達の支援、経営の改善に関する助言、販路拡大や技術導入のサポートなど、実務的な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、最低賃金の引上げに伴います事業者支援は、本来国主導で対応すべき課題であると認識しております。その上で、本町は、国や県の支援制度を最大限に活用しまして、商工会など関係機関とも連携を深めながら、町内の事業者が無理なく賃上げに取り組めますよう、地域の実情に応じた支援を進めてまいりたいと思っております。

次に、中小企業の賃上げ支援を直接実施してはという御質問でございますが、賃上げに対しましては、企業自らが原資を確保するために生産性向上に努めることや、適切な価格転嫁の実現を促すことが重要であると考えております。安易に直接的な賃上げ補助を行うことは企業の生産性向上の努力を阻害し、結果として経済の競争力低下やデフレの圧力の増大を招くおそれがあります。実際に国や県におきましては、賃上げを目的とした直接支援は実施されておらず、町におきましては同様の支援を行う予定はございません。なお、物価上昇に伴います生活負担の増大につきましては、消費者を対象とした適切な物価高騰対策によって対応すべきと考えております。

2つ目の項目ですが、最高裁の判決への対応ということでありまして、1つ目の、町内でこれまでに違法な引下げ処分の影響を直接受けた住民の数と扶助費の削減の総額、概算ですが、という御質問の内容でございますが、令和6年6月27日の最高裁判決では、平成25年から27年にかけて実施された生活保護の生活扶助基準の引上げについて、厚生労働大臣の判断過程に過誤や欠落があったとして処分の取消しが命じられました。この基準の改定であります。当時のデフレ傾向を踏まえた4.78%の減額と年齢別、世帯構成、地域差に応じたゆがみ調整によるものでありまして、一律の引下げではありませんでした。本町におきまして、対象期間中に生活扶助を受けておられました被保護世帯ですが、延べですが895世帯ありますが、実際に扶助額が減額された世帯もあれば、変更のなかった世帯、あるいは増額となった世帯もありますので、現時点で違法な引下げの影響を直接受けた住民数や扶助費の削減額を正確に把握することは困難

でありますという状況であります。

続きまして、2つ目の、町として影響を受けた住民への補償を検討してはどうかという御質問でございます。生活保護制度ですが、生活保護法第8条に基づきまして、保護の基準は厚生労働大臣の定めによるとされております。地方自治体はこの国の基準に沿って保護を実施することが義務づけられております。今回の最高裁の判決によりまして、平成25年度から27年度にかけて行われた生活扶助基準の引下げに瑕疵があったことが明確になりましたが、現時点ではあります、厚生労働省から自治体向けの統一的な対応方針や補償の指針は示されていません。町とすれば、国の制度に基づいて保護を運用しているため、現段階で町単独の補償措置は考えておりません。今後、国の方針や専門家によります審議の動向を注視し、適宜対応するよう努めてまいりたいと考えております。

項目の3点目の生活保護の受給開始の要件についてということの、受給に当たっての預貯金の考え方についての御質問でございます。生活保護の受給開始に当たりましては、保護の補足性の原理に基づき、受給者が持つ預貯金などの資産等をまず生活費に充てることが原則となっております。そのため、保護の申請時に預貯金がある場合は、原則として最低生活費の維持に活用することが求められております。また、生活保護の受給中の預貯金につきましては、保護開始時に保有していたものではなく、やりくり等によって生じたもので、不正な手段によって蓄えられたものではないことを確認の上、使用目的が保護の趣旨、目的に反しないと認められる場合において保有が認められております。生活保護は預貯金があることで申請できないものではありませんが、資産等の活用は生活保護に優先して行わなければならない、そうした要件とされておるところであります。

続きまして、4項目めですが、多文化共生社会の実現についてということで、日南町における外国人の位置づけと多文化共生社会の実現についての考え方を問いますという御質問でございますが、まず、外国人の受入れと多文化共生社会の実現につきましては、先ほど議員からもお言葉がありましたが、全国知事会の提言にもあるとおり、本来、国が主体となり、法整備や専門組織の設置など、戦略的に取り組むべき課題であるというふうに考えております。その上で、本町では、第6次総合計画に基づきまして、国際社会の多様化に対応できる人材の育成や、町民が外国の言語や文化に触れ、理解を深める機会の提供に取り組んでおるところでございます。現実的には、少子高齢化に伴い、農林業、福祉、建設業など、幅広い分野で深刻な人手不足が生じており、外国人の皆さんが特定技能制度などを活用して地域の現場で活躍されていることは、町の産業を支え、暮らしを守る上で重要な役割を果たしています。

私たちが目指すのは、日本人か外国人かにかかわらず、本町に暮らす全ての人が地域の一員としてお互い尊重し、安心して共に暮らせる社会の実現であります。文化や言語の違いはあるものの、それを乗り越えることで、新たなつながりと地域の豊かさが生まれるものと考えております。今後、介護や医療分野を中心に、多様な職種において外国

人材の受入れがさらに進むことが見込まれます。町としても関係機関と連携し、多様な背景を持つ人々が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、2つ目の、全国知事会は7月23日に、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言を取りまとめました。全国町村会などでも多文化共生社会の実現へ向けた制度の整備や施策の充実など提言・要請を行うよう働きかけてはどうかという御質問でございます。

多文化共生社会の実現は、本来、国が主体となって取り組むべき重要な課題であり、その実現に向けた制度整備等が求められているものと認識しております。本町としても、西部の町村会を通してですが、こうした課題の情報共有してまいりたいというふうに考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） それでは、大きな1項目めの中小企業の賃上げへの直接支援についてからお聞きしていきます。

まず、1番目の支援が必要ではないかということについて、実務的な支援を行う、現在も行っているしということだと思んですが、今回、鳥取県では過去最大の最低賃金の引上げ幅、7.6%、大幅な引上げになるわけですが、これに合わせて何か新たな支援というのは考えられてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点ではありますけども、鳥取県あるいは国のほうもそれぞれ、鳥取県の場合ですが、鳥取県の持続的な賃上げ・生産性向上の支援補助金でありますとか、国の支援制度でありますとかでは業務改善助成金等、そういったところの取組が今、既に実施されてるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 実施されてる支援はあるんですが、今回、令和5年に5.4%、令和6年、6.3%に続いて、令和7年、今年は7.6%の引上げということですね。現在、全く皆さん感じられるとおり、物価高騰でガソリン代ですとか、あらゆるもの、材料費など、食材費などもそうですし、あらゆるものの価格が高止まりして、またこれからも上がろうということもあります。そんな現在、中小企業、特に日南町の中には、本当に10人にも満たないような、あるいは10人前後の小さな規模の事業者の方もたくさんおられると思うんですけれども、最低賃金の引上げというのは影響が大きくて、今までありますということは分かるんですが、何か新たな支援がやっぱり必要ではないかと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 既に御案内のように、町内の企業ですけども、本当に小さい企

業もたくさんありますし、今回の賃上げによってさらに上げていかなければならないと思われる企業もあるというふうには承知しております。そういったその辺の動向あたりは、また商工会ともやっぱり議論を進めていく必要があるかなというふうには思っておりますので、まずは実態把握的なところも含めてですが、そういったところの情報共有に努めていきたいというふうに思って、まずは、そういうことを、実態把握を努めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ぜひ聞き取り、議論とおっしゃいました、議論、実態把握とおっしゃいましたけども、それを、まずはそうですね、ぜひやっていただきたいと思います。私がお聞きする限りでは、本当にはっきり言って、そんなにもうけておられない事業者の方、もしくは赤字の場合もあって、今みんな頑張っ、もうほぼ最低賃金ぎりぎりですってやっていますというふうなお話もお聞きします。そういう場合にはもう今回、有無を言わず7.6%は必ず上げなければいけないわけですので、ぜひそういった実態を把握していただいて、必要な支援というものを考えていただきたいと思います。

それで、その上で、2番目の直接支援という話になるんですけども、私は以前からも申し上げてるとおり、直接支援というのがまず必要で、別に設備投資への支援を否定するわけではないんですけども、それと同時に、やっぱり雇用を守るために直接支援というものが必要であるというふうに考えております。

それで、町長の答弁の中で、国主導すべきというか、国も県も、そういういわゆる賃上げへの直接支援、賃上げだけの支援を行っていないという、そういう趣旨の答弁があったと思うんですけども、賃上げだけの支援っていうのを何を指すのかっていう問題はあるんですけども、要するに設備投資を伴わないような支援というふうに、そういう意味で考えた場合に、国の厚労省がやっていますキャリアアップ助成金というのがございまして、その中で、賃金規定等改定コースというのがあります。これは、有期雇用労働者、つまり正社員じゃなくてパートさん、アルバイトさんなどの労働者に限った措置ですけども、賃金規定などを3%以上増額改定し、それを適用させた場合に助成金を支払うという、そういう助成金の制度がありますが、これについては賃上げだけの支援だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 一般的なところで私が説明させていただいたところで、議員おっしゃられるように、そういったところのちょっと事業的なところの内容は把握しておりませんでしたので、情報提供していただいたということで思っております。

直接支援をするっていう話になると、なかなか全ての事業者っていうか、ある程度利益があって少し雇用人数が多い企業もおられますけども、やはりそれが全体の話、全体としてアップしていかないといけないっていう話であろうと思いますので、多くのっていうよりか、町内で申し上げると全ての企業の皆さんが苦慮されるってことは承知

をしております。ただ、これからの国の流れとして、首相も言ってるように、早期に1,500円を目指すだとか、そういったところがあるのかなというふうに思っておりますので、そうしたところの動きってというのは、どういんでしょうかね、国レベルでのやっぱり考えていただくということが最重要かなというふうに思っておりますので、単町でっていう話にはなかなか厳しい側面があるのかなというふうには思っております。ただ、国の制度、あるいは県の制度があるようでしたら、その辺を情報提供しながら、町内の皆さんには頑張っていたきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 国レベルで考えるのが重要ということで、だから、国も全く考えてないわけではないですし、直接支援という、賃上げだけの支援ということも国は否定はしてないわけで、実際に事業やってるわけですから。これ、現在もこの事業行われてるということは、鳥取県の労働局にも確認させてもらってまして、基本的に賃上げを行われれば支援が行われるという制度だそうです。ただ、このキャリアアップ助成金という制度自体が、まずキャリアアップ計画を作成して、さらにキャリアアップ管理者を置くといった、幾つかハードルがありまして、なかなか小さな事業者が使いやすいような形にはなってないんです。それでも、労働局の話では、昨年ですね、昨年の賃上げというか、最低賃金の改定の時期前後に、100件はいかないけれども、数十件の申請はあったというような話を聞いておりますので、やはりそういう意味では直接支援、求められていると思います。

何度も言うようですけども、ただ、やっぱり使いづらいんですよ、国の支援策というのは、よくあるように。ですんで、町や県でそういう、より使いやすい形の仕組みをつくってほしいというのが私の求めるところなんですけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 一般論ではありますけど、国や県等も含めて、町もそうですけど、補助金だとか交付金をする場合は、一定のやっぱり将来性につなげていくっていうことも目的の一つでもあろうかなというふうに思っておりますので、ですから、使いづらいっていうお言葉もありましたけれども、逆に言えば、それを乗り越えていただきたいっていうのをしていかないと、将来的には一時的な話ではないというふうな形の経営体の強化っていうところにつなげていただければなというふうに思っております。内容的には個別なところはいろいろあろうかなというふうには思っておりますけど、今だけではなくて、長期に向けて頑張っていたきたいというところの趣旨が、こういった国、県、町もそうですけど、支援の在り方の内容だろうというふうに思っておりますので、そこは御理解をいただいた中で活用を、先ほどの内容については、冒頭申し上げましたように、商工会等にも多分情報には入ってるというふうに思っておりますので、そういったところを各企業のほうへの情報発信には努めていきたいということもお願いをして

いきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 経営体の強化、長期間頑張ってもらいたいというふうにおっしゃいましたが、日南町内の状況を見ていけば、もう、すぐやめても仕方ないというような状況の事業者さんもおられますし、実際に、高齢化っていう問題もありますけれども、やめていってる事業者さんも次々と出てきているというふうに私は認識しております。ですので、長期に頑張るためにも、まず、明日頑張れないといけないというところもございまして、そういう意味ではやっぱり賃上げの直接支援というのは非常に効果的だというふうに思います。

これも以前も申し上げて、3月の定例会でも申し上げたんですけども、国レベルではなく、県のレベルでも岩手県、徳島県などは直接支援ということを行っております。その後、今年に入りまして、群馬県、茨城県も同様の事業を始めておりまして、特に徳島県の場合には、昨年、令和6年の最低賃金の引上げというのが9%ぐらい、9.4%ですか、の引上げというのがあって、激変緩和措置で、賃上げの直接支援というのをしております。それで、労働者が30人以上の事業所の場合に実質賃金指数が前年に比べてマイナスになったのは、今年に入ってですけども、4月と6月だけで、これは鳥取県より賃上げが進んでいるというような、その指数を見る限り、出てます。それから、労働者5人以上の事業所でも今年に入ってから鳥取県よりプラス幅が大きい月が多いというふうになっております。やっぱり特に最低賃金を大幅に上げるという場合には、何らかのそういう措置を取ってあげるとというのが事業者さんにとって大切なことだと思うんですけども、町単独でというのがなかなか難しいのは分かるので、ぜひ、副町長もおられますし、県ともよく協議をしていただいて、この直接支援ということも取り入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の賃上げっていうところではなくて、おっしゃられるように、数年前からそうですし、多分これからもそういう状況が続くだろうというふうに私的には思っているところでありますし、国のほうも、先ほど申し上げましたように、1,500円を早期に目指すだとか、そういった方向性が出されてる中で、やはり苦しいのは当然理解はしますし、現在でも資金調達のなところの優遇策を県のほうもされてるというふうに認識しておりますので、そういったところを活用するっていうことも一つの在り方かなというふうには思っておるところであります。いずれにしても、県も含めてですが、そういった支援策っていうところは再確認させていただきながら、商工会との連携を強化しながら、各企業の皆さんへの情報発信には協力的に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 早期に1,500円目指さなきゃいけない、早期にという

か、我々の主張としては、もうすぐにでも1,500円にしてほしいというのがありますし、そのためには、やっぱり中小企業の徹底支援をしていくと。じゃあ、どうなるんだ、毎年支援していくんだっていう、毎年毎年支援していくのかっていうような話にもなると思うんですが、きちんとした支援をして、要は景気が上向いて、皆さんがもうかるようになれば、その後は普通に回っていくわけですし、そのためにも、もう今すぐにでも最低賃金1,500円にしてもらおうと。

今、いろいろ申し上げましたけれども、直接支援というのも非常に規模が小規模の、1人当たり5万円とか6万円とか、そのくらいの、今は、現在では規模ですけれども、もっと大きな規模で支援していけば、経済全体がよくなっていくということがありますので、アメリカですとか、そういった、あと、どこだったか、ヨーロッパでもそういった対処をしている、フランスかどっか、国もあるというふうにも聞きます。その辺になってくると、ちょっと国の問題にはなってくるんですけども、ぜひ直接支援も含めて検討していただきたいと思いますと思いますが、その辺は、直接支援も含めて、先ほどから情報発信ということをおっしゃってますけれども、直接支援も含めて検討をしていただけるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ですから、先ほどおっしゃられた内容につきましては、国の方向性でありますし、私もそのように認識しておるところであります。それぞれの給料が上がっていくっていうところも、労働者の給料も上がっていくってことが最終的には好循環につながるんだろうというふうには思っておりますが、やっぱり今、それぞれの過程の中で上ってる段階というふうには認識しております。ですから、そういったところは国全体の話でありますので、国がしっかりとしたやっぱり政策的なところを出していただきたいなというふうには、そのための政策っていうところはやはり一自治体の中ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、町内のやっぱり情報っていうのはしっかりと取る必要性はあろうというふうに思っておりますので、その中で何ができるか、何が国のほうに要望してけばいいかっていう話はしっかりと捉えていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） しっかり聞き取りをしていただいて、できることは自治体でもやっていただくよう求めますし、また、国への要望というのもしっかりしていただきたいと思います。

そしたら、次、2つ目の生活保護「いのちのとりで裁判」の最高裁判決への対応についてお聞きします。

まず、最初のところですけども、正確な削減額、影響を受けた住民数や削減額の正確な把握は困難ということでした。でも、減額された方もいるということで、その影響を受けた方がいるということは確認はできたと思います。

それで、その正確な把握は困難ということなんですけれども、正確な把握をするためには、時間をかけた調査が必要であり、そのためには国からの予算措置といったものも必要だという、そういう意味合いで捉えればよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） この適用期間における数字の捉え方ですが、1世帯1世帯、毎月違うってところがあるので、例えば現時点で申し上げますと、既に適用期間には適用者でしたけれども、現在は亡くなられている、あるいは継続している、あるいは保護が廃止になってるっていうか、そういう皆さん方、それぞれ1件1件違うっていう状況にありますので、そういった意味で、1世帯ずつ毎月積み上げていく、変動も含めてですが、そういうことの事務になりますので、なかなか今、正確な数字を出すっていうのは現時点では難しいということで御理解いただければと思います。ということと併せて、国のほうもこの判決を踏まえて、どういんでしょうか、国のほうでも対応策についての協議を進められておるのが現状でありまして、まだ結果が出てないっていうことであります。生活保護っていうところの、財源も国の財源と町の財源も加わった支給額でありますので、基本的には国の対応っていうところを明確にしていだかないと、町としても動きようがないっていうのが現状かなというふうに判断をしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 確かに生活保護、おっしゃるとおり、1世帯ごと、毎月ごと違うというのが実情だと思うんで、本当に大変な調査になると思います。2013年からですから、今年が2025年になるので、もう10年以上にわたり、違法な基準で生活保護の支給をするように国が指導してきたということで、それに地方自治体は振り回されているという状況が現状で、今後、国の対応がどうなるかということはあるんですけれども、やはり最高裁で判決が出た以上、何らかの補償策というのはしていかなきゃいけないと思います。それによって、日南町もそうですし、地方自治体がこの国の違法行為によって大変膨大な事務の負担を押しつけられる可能性があるという、そういうことだと理解してよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的にはそのとおりかなというふうに思っております。基準、方向性、国のほうがこれに対する対応の考え方、基本的な考え方っていうのをまずは整理していただかないと、町村レベルで独自の判断をするっていうことは難しいというふうに認識しております。ですから、早期にその辺は国の方針を出していただいた上で、財源も含めて、対応の結果を出していただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） その再三おっしゃられている、国の考え方を整理してほしいということで、2つ目のほうに行きますけれども、国の方針や専門家による審議の動向を注視していくというのが現在の状況なんだということなんだと思います。

それで、一方で、違法な引下げの被害を受けた当事者や支援者の方たちがつくる団体、いのちのとりで裁判全国アクションという団体は、国に謝罪と全面解決に向けた協議を求めています。そのさなかに、国は、厚労省は、そういった当事者らの頭越しに専門委員会を開催しまして、そのことも非難されている。つまり、専門委員会で遡って結論を覆して、結論を覆してというか、以前行われた減額措置を正当化しようとしてるんじゃないかという、そういう疑いも生まれているという、そういう状況になっております。

住民の利益を代弁する地方自治体として、単に国の方針や専門家会議の動向を注視するというだけでなく、住民の利益を守るように早急に対応するように、謝罪をして、補償をしていくようにということを国に強く働きかけていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 取りあえず審議会って国の審議会ですよ、その辺の考え方がどうかという判断はなかなか私どもとしては難しいっていうふうに思っております。審議会ですから、ちょっと具体的なところまでは精査しておりませんが、多様な考え方の皆さんの専門的な知見の集まりだろうというふうに認識すれば、一概にその結果、方向性が偏ったものではないというふうに判断すべきではないかなというふうに思っております。ですから、いずれにしても、そういった過程を含めた形でのやっぱり地方自治体、事務を執行してる地方自治体のほうに方向性、方針を明らかにして事務を進めるべきだというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 何ていうんですか、私が言ってることは、もっと住民の利益を代弁してほしいということなんです。日南町にもその影響を受けた方というのは、正確な把握はできないにせよ、いるということは間違いのないわけです。先ほど895世帯、延べ、あるというお話でしたけれども。その中で何世帯になるのか、金額が幾らになるのかということは分からないにせよ、影響を受けた方はおられるわけです。

これも言うまでもないことですが、地方自治法は、第1条の2第1項で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするというふうに定められています。第2項で、この目的を達するために、国はいろいろやっていくということが定められてるわけで、今回は国の違法な措置によって住民が不利益を受けているわけです。ですんで、これに対して地方自治体がただ何も言わないということはこの地方自治法の趣旨にも反してくるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。しっかりと国に意見を届けていただきたいんですけど。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、生活保護の仕組みっていうのは、先ほど申し上げましたように、厚労省の大臣の定めによって動いてるのが市町村であります、県も

含めてですが。ですから、それをやっぱり準拠するっていうのが事務を執行する私たちの役割だろうというふうに思っております。その辺の大臣が定めるものが間違ってたっていう話になれば、まずはそこをきちんと整理していただかないと、市町村レベルで今審議してもらってる答えが間違ってるかどうかという判断もできない段階だろうっていうのが今現状です。ですから、しっかりそこは見極めさせていただきながら、他の市町村あたり、あるいは県もそういうところがどうかっていう話は当然出てくる、結果が出た段階で当然精査するので、そういう段階になろうというふうに思っております。ですから、今の時点で、結果が出てない時点での動きっていうのは、私はする必要はないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。あくまでも国でというようなことなんですけれども、最高裁で判決が出てるので、判決お読みになったかどうかは分かりませんが、しっかりした判決が出てるので、とにかくデフレ調整に関しては国の違法な行為があったということを判決は認めております。ですので、少なくともその部分についてはきちんと補償されないということは確かなわけですね。もしそれが認められないとしたら、それはむしろそんなことを認めない国の措置に文句を言っていかなきゃいけないというような、それはたとえ地方自治体であっても。何でもそうですけれども、そういう状況だと思うんですね。

それとあと、今回の最高裁の判決についても、実際に町内で生活保護を受給している方たちというのは、この判決そのものについても御存じないという方も多くおられると思いますし、たとえ御存じでも、お一人お一人では国に対してやっぱりちゃんと補償してほしいとか、早く何とかしてほしいとかっていった声を上げられないという方がほとんどではないかと思えます。そういった住民の方たちのためにも、そういった住民の方たちに代わって国へ声を届けるのが町の一つの役目だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おっしゃられるように、現在該当される皆さんでそういうこの状況っていうのを知らない方っていうのはおられる可能性はあるというふうには認識しておりますが、いずれにしても、どういんでしょうか、同じような回答になって大変申し訳ないですけども、基本的には全体的な整理をして、該当の皆さんには丁寧な説明をしていくっていうことは大切なことだというふうに思っておりますので、まずは国の方向性、あるいはそれに応じて町内の皆さんがどれぐらいお返しするっていうか、ちょっと言葉的にはよく分かりませんが、再交付的なことになるのかもしれませんが、そういったしっかりとした事務っていうことはやっていかないといけないっていうのは当然のことだろうというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。あくまでもちょっとそこはもう国の指示を待つというようなことなので、議論は平行線なんですけれども、私はこういったことについても国の間違ったところを正していくというところも地方自治体の大切な役目だと思うんですが、意見が一致しないようなので、このくらいにしておきます、この件については。

それで、次に、3番目に、大きな項目の3番目ですけれども、生活保護の受給開始要件についてということでお聞きしました、預貯金のことについてですね。

それで、まず最初に、お分かりだとは思いますが、ここで申し上げてる預貯金というのは、まず、生活保護を受けようかどうかというふうに考えてらっしゃる方の預貯金の話ですので、金額としてももちろん何千万とかっていう預貯金ではなくて、せいぜいあったとしても100万円前後の金額という、そういうことを想定して質問させてもらってます。そのくらいの金額の預貯金だとしても、この生活保護の受給のためには、まず、何ていうんですか、最低生活の維持に活用してから生活保護が受けられるという、そういうことなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、一定の基準がありますので、それに準じた形での事務的なところをさせていただいているというところでもあります。先ほど申し上げましたように、預貯金がゼロでなければ申請ができないかというわけではないですけれども、資産も含めてですよ、その辺は個別的な事情っていうか整理が、調査っていう段階でないとなかなか言いにくいなというところがあるのかなというふうに思っております。預貯金がゼロでなければできないということではなくて、将来的にもう必ず固定的な支払いが要るとか、そういうこともありますので、その辺がどの辺の範囲かっていうことと、生活水準あたりが、当然一定の家族数によって、あるいは年齢層によって、あるいは医療の有無とか、様々な要件があるのかなというふうに思っておりますが、持っているお金との差額分っていうところのやり方もありますので、一概には言えないというふうには思っておりますが、一般的に申し上げますと、やはり預貯金っていうのは優先的な使い道、まずは使うっていう考え方でありますので、個別的な話になろうかなというふうには、具体的にになるとそういうことになろうかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いろいろな条件があるので一概に金額を言うのはここでは難しいというのはそうなんだろうけれども、ちなみに、今度、生活保護受給中の預貯金というんですね、目的に照らし合わせて取扱いを決定ということですから、これはどういった目的なら認められるということなんでしょうか。確認でお聞きしますが、

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 保護開始後の預貯金につきましては、保護費の節約に

のっとりまして預貯金をされてらっしゃるといふふうに認識しております。その確認につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれど、個々の状況によりまして自立目的も異なりますし、家庭環境、またそのケースの状況によっても異なりますので、一律にこの目的にはということはお聞き上げられませんが、生活保護法の第1条にあります保護の目的に沿った内容であれば、全てを否定するということではございませんので、その範囲においての預貯金については保有を容認しておる状況です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 例えば、私が聞いた話ですが、家電製品の修理ですとか買換え、エアコンですとか冷蔵庫とかですね、そういったことのために預貯金をためるのは基本的には問題ないということをお聞きしてるんですが、そういう認識でよろしかったですかね。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） おっしゃられるとおり、家電製品等も高価なものもたくさんございますので、そういった中で、一般の家庭におきましても、通常、家電製品の更新におきましては計画的にそういった預貯金を活用していくというようなことになっておると思いますので、非課税世帯におきましてもそういった中で預貯金についての活用については保有を容認していく方向となっております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうやって計画的に預貯金を利用していくということが求められてるということは、これも確認ですが、そういった家電製品の修理、買換えということは生活に基本的には必要なわけですよ。今の生活で、例えば夏場、エアコンがないとか、冷蔵庫がないとかっていうことは最低限度の生活に達していないという状況だと思うんで、そういった費用は生活保護費のほうから出されてもいいような感じが私は受けるんですけども、そういった家電製品の買換えとかに対する費用は生活保護費からは出ないということなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 条件等ございますが、生活保護の中には家具什器費という形で支給を行う項目もございます。全ての方が開始時に電化製品をそろえるというようなことでの支給はできませんけれど、そこまでの過程におきまして、そういったものが最低生活に必要なものであれば、その購入等について協議を行い、支給を行っているケースもございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっとその辺が微妙ではあるんですけども、ちょっと個々のケースを私も把握してるわけではないんで分からないですけども、そこをきちんと、もう生活保護として支給しますので、そういったものに対する貯金はしなくてもいいですよということなら、はっきりしてるんであればまだ分かるんですけども、

どうもお聞きすると、貯金はしなきゃいけない、やっぱり何かのために備えなければいけないというようなことを聞くんですね。それだと、なおさら最初に預貯金があっ  
てはいけないということと矛盾するようなふうに私は思うんですけども。その辺りは  
どうなんですかね。別にもう預貯金なくても全部フルサポートしますよという、そうい  
うふうに捉えてよろしいんでしょうか、生活保護というのは。違いますよね、多分。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） おっしゃられますように、生活保護はフルサポートす  
るような制度ではございません。最低生活の基準に対して御本人さんの資産、能力等を  
活用されたものに対して不足が生じている分に対しての支給を行う制度となっております。  
ですので、おっしゃられるように、何もなしでゼロにして、何でもできますから、  
生活保護頼ってくださいという形には申し上げることはできないというふうに認識し  
ております。生活保護は最後のセーフティーネットと言われております。それまでにい  
ろいろなところを頼っていただいている中で、頼りにしていただける制度だと思ってお  
りますので、皆さんが安心して向かっていただきたいとは思っておりますが、制度上、  
先ほど町長のほうの答弁にもありましたが、資力については全て最低生活に対しまして  
活用するよという原則がっております。それについては守っていただくようお願いを  
しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） だから、やっぱり結局ある程度御自分でためておくとい  
ったような措置も必要になってくるんだと思うんですよ、生活保護を始めた後も。だっ  
たら、やっぱり最初に預貯金を持ってるといけませんというのはどうも私自身も納得で  
きないし、お話を伺った限りで生活保護を受けようかなとおっしゃってた方も、ちょ  
とそれはよく分からないというようなことをおっしゃってました。

それで、あと、日本の生活保護制度のちょっと悪いところではあるんですけども、  
例えば預貯金をある程度持ったまま生活保護を受けられますよということ、ある程度っ  
ていっても100万円とかそのくらいですよ、そのくらい持ったまま生活保護を受けら  
れますよということであれば、例えば病院の治療、高額な治療を受けてらっしゃるとい  
うような場合、非課税世帯でもある程度年金額があると2万4,600円ですか、毎月。  
そのぐらゐの負担はしていかなくちゃいけないわけですね。病院の治療費が一定期間かか  
ると。そのとき、今、年金額も非常に少ないので、苦しいと。その期間だけ生活保護を  
利用して、治療が終わったら生活保護を抜けて、何とか年金等、あるいはある程度ある、  
残ってる貯金でまた暮らしますよというような選択肢も出てくると思うんですよ、最初  
の預貯金をある程度の額を認めておけば。だから、そうなってくれば、生活保護の利用  
の幅も広がって、もっと安心して利用していただけると思うんですけども、その辺り、  
町長、どうですか。どういうふうに、そういった考え方で、ある程度預貯金を持ってて  
も大丈夫というふうにしたほうがいいと思うんですけど、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 預貯金にちょっとこだわっておられるっていうふうに理解しておりますが、決して、冒頭申しましたように、預貯金があるから申請ができないということではないということです。生活保護ですので、いわゆる最低生活っていうところと、そういった御本人さんの、あるいは世帯の収入っていうところと、それから、個人的にいろんな状況が変わるので一概には言えませんが、例えばですが、先ほどおっしゃられた医療費っていうところでも当然必要な方はおられるというふうに思っております。ですから、仮にその費用、自己負担分と収入っていうところの差が不足するようであれば該当するんだらうっていうふうに思っておりますので、そして、預貯金の有無っていうのは、その金額にももちろんよりますし、これからのっていうか、現状とこれからの生活の中で必要なものっていうのをやっぱり比較した段階で、どういんでしょうか、保護として必要な方とそうでない方との区別っていうか、整理が必要な形になっておりますので、ですから、最終的には個別の相談をさせていただくのが一番正確な取扱いができるのではないのかなというふうに思っております。ですから、例えば、世帯によって違いますけど、医療費だけの該当するっていうケースだとか、様々なところのやり方はあろうかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと今、具体的な話ができないのであれなんですけれども、要は、預貯金にこだわってるのは、預貯金額が非常にもう少なくなると受けられないというような話をお聞きするので、ケース・バイ・ケースなのかもしれませんけれども、そういったところのもうちょっと緩やかな適用ができないかなということでお聞きしております。

どうしますかね、具体的な話ができないので、ちょっとなかなかここでは話を進めづらいので、このくらいにしますけれども、現在の生活保護制度も、以前は自動車を持っていたとほぼ利用できなかったというようなことが、それもやはり利用者からですとか、いろんな運動の結果、あるいは自治体が努力していった結果、今のようにある程度自動車を持ってても大丈夫というような形になってきたりとか、生活保護制度自身もどんどん変わっていているものなので、そういったことも含めて、ぜひ、利用者の方の、何ていうんですかね、使いやすいような制度として運用していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、保護っていうのは最低生活の保障をしてあげると国の方の考え方でありまして、当然、どういんでしょうか、それから保護費、生活保護のほうから脱却するっていう考え方っていうものの支援も当然させていただいてる状況でありますので、使いやすいって言えばそうかもしれませんが、おっしゃられるように、車自体も一般的には所有してたら売却をまず優先だっていう話もあるかもしれま

せんが、一方で、やはり働いていくっていうことも大事ですので、そのための自動車っていうのは必要かどうかという判断はあるんだろうっていうふうに。そういうふうに変ってきてますので、ということだけはお知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ええ、そうです。だから、別に日南町でそれが認められてないとか言うつもりはなくて、そういうふうに変っていった。それとあと、おっしゃるとおり、脱却するということが結構大切なので、今の生活保護はもう本当に何もかもなくなってしまってから受けられるということになってしまうので、そうすると、脱却することも難しくなるわけですよ。よく言われることですがけれども。だから、ある程度資産、預貯金も含めて資産がある段階で何かイレギュラーなことで困っているというような場合にも最低生活を保つために生活保護を受けられるというような状況になれば、もっと受けやすいし、あと、抜けやすい、脱却するということもしやすくなるというふうに私は思いますので、そういった運用面でのちょっと工夫もしていただきたいというのが私の意見ですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 多分、市町村独自、あるいは単町レベルで運用を柔軟にするってことはなかなかできないだろうっていうふうに思っております。ですから、国のほうの中で、例えばですが、Q & Aあたりの中で多少運用ができる範囲があるのかなのかっていうところは、それは国に問い合わせしながらやっていくしかないのかなというふうに思っておりますので、一つの町の市町村の福祉事務所のほうが単独な見解っていうのはなかなか難しい話だろうというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ただ、一番やっぱり実際に生活保護を受ける方のそばにいたのは地方自治体ですし、その方の状況、いろんなケース・バイ・ケースがあるので、そういったことをもちろん国に問合せなどしなければいけないんでしょうけれども、その中でできることをやっていくと。そのことの積み重ねで先ほどの自動車の例でもだんだん利用が認められるようになってきたりしてるわけですから、そういう努力を引き続きしていただきたいと、そういう趣旨でございますが、もう一度いいでしょうか、答弁、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういいますかね、やっぱり現場を知ってるのは各市町村の自治体の福祉事務所ってところであります。ですから、県レベルなのかもしれませんが、そういった職員さんが集まる段階の会議あたりもあろうかなというふうには認識しておりますので、そういった新たな事例っていいますか、判断事例っていうような、すべき事項が生まれてくるようであれば、その中で協議をさせていただきながら、

上部団体への、どうか、情報発信っていうか、提供っていいでしょうか、そういうことも当然今までもあってるといふふうに思っておりますので、そういう形の中で進めるしかないのかなというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ぜひそういった場で上部団体への県、国への申入れというのを積極的にしていただきたいと思います。

それでは、3番目についてはここまでにして、最後に、時間が少ないですが、4番目の多文化共生社会の実現についてということでお聞きいたします。

町長の答弁の中に一つあったのが、外国人材の方は産業や暮らしを支える重要な存在であるということがありまして、それと同時に、町長、先ほどおっしゃったのは、地域の一員として、外国人の方ですね、安心して暮らせる社会を目指すというふうにおっしゃってました。また、多様な背景を持つ人が安心して暮らせるようにということもおっしゃっておりまして、端的に、これは全国知事会が行った提言の中で、外国人は地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」であると、この立場と基本的に同じ立場だというふうに思ったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） お見込みのとおりであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね。そこが一番の基本点であるというふうに私も考えております。

それで、具体的に外国人の方が安心して暮らされるようにという意味で、先般の参院選などで流された幾つかのデマ、例えば外国人が増えると犯罪が増えるですとか、外国人は医療保険にただ乗りしている、それから、外国人の留学生は特別扱いされている、こういったデマについて、こういったデマの中でなかなか外国人の方、安心して暮らせないと思うんですけども、町長、こういったデマについてはどう思われるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 選挙戦に伴います一政党の、どういんでしょうか、発言でありますっていうことであるというふうに認識しておりますので、それが全てっていう、その発言に対していろいろな見解はあろうかなというふうには思っておりますけれども、デマみたいなところ、選挙上かもしれないかもしれませんが、基本的にはそのデマ的なところは、あまり面白くない状況っていうふうには認識しておりますし、また、それで、選挙ですので、投票という形の仕組みの中での動きでありますので、そこはしっかりと国民の皆さんが判断するっていうか、正しい認識、正しいっていう表現がどうか分かりませんが、選挙民の個人の考え方っていうのはしっかり考えるべきだろうというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですよ、まさにそのとおりであって、こういった

デマが流布してしまう状況というのは非常によろしくない。ただ、ちょっとお聞きして、一政党の発言というか、一政党だけじゃなくて、実際には幾つかの政党の発言もあつたりするんですけども、ちょっと注意しなければいけないのは、やっぱり今の社会の中で、インターネットなどを用いて、SNSなどでこういったデマが非常に拡散されやすい状況にあるということが問題ではないかと思えます。

そういった意味でも、自治体としてははっきりとした情報発信というか、メッセージを発信していかなければいけないのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、昨今の情報化の社会っていうところの中で様々なところが出てきてるというふうな状況が日本の中の動きだろうというふうに思っておりますので、まずは、国民一人一人がしっかりとした考え方を持っていくっていうことと、やはり少し物事を深掘りしていくということの重要性が今問われているのではないのかなというふうには思っておるところでありますし、それをどうかっていう話になると、また個々の考え方っていうのも出てきてるのかなというふうに思っております。ですから、一つの、今回、どういんでしょうか、全国の知事会あたりの要望活動も出てきてるというところでもありますので、そういった情報をしっかり、皆さん方にもお伝えし、理解をしていただくっていうか、そういった取組は必要だろうというふうには認識しておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね、そのとおりだと思いますので、ぜひそういった情報発信を町としても機会を見つけてやっていっていただきたいと思うわけであります。

その中で、2つ目の質問になるんですけども、全国知事会は提言をしました、青森宣言もしましたということで、全国町村会、日南町は町ですから、町長もその全国町村会というところで活動されてるんだと思いますけれども、そういったところ、あるいは鳥取県とか西部地区にもいろいろ組織があるとは思いますが、そういったところで、何ていうんですかね、知事会が言ったからいいじゃないかということではなくて、それぞれの団体で提言なり、要望というか、宣言なりと、そういったことをしていただけたらなと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） まずは議論っていうか、冒頭申し上げましたように、情報の共有をしていきたいというふうには思っております。ただ、全国の町村会っていうところは、どちらかというと課題解決的な要望っていうところが趣旨になっているのが現状かなというふうに認識しておりますので、全国の町村会でも、現時点ではですが、そういった、こうした内容についての項目はうたわれてないのが現状であります。ということの

中でありますので、いずれにしても、どこかでこういった形にはなるのかなという想定、あくまでも個人的な想定ではありますけれども、その必要性については、全国の町村会でありますので、一町村長っていうわけにはなりませんけれども、そういった、どういまいましようか、その必要性が国内の中で重要視されるべき時期になれば、それなりのことにはなろうかなというふうには思ってますが、現実的に、じゃあ、課題があるかっていえば、それぞれの市町村の中でというのは現実的にはまだまだ薄いのかなというふうには感じておるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） その点の認識なんですけれども、多分、今、どこの市町村でも、やっぱり労働者として、すなわち住民として外国人を受け入れるということがほぼ出てきてるんじゃないかと思うんですけれども、日南町でも今現在受け入れておまして、オロチなどではもう随分前からベトナム人の方の技能実習生なども受け入れたりしてますし、そういう中で、そういった方の立場に立てば、国政選挙で、ある一部の政党とはいえ、日本人ファーストとか、外国人は優遇されてるといったようなデマを言う政治家がいるという、そして、その人たちが実際、今、国会議員になってしまっているという状況は、これははっきり言って、恐るべき事態ではないかと。私が海外から日本に来なきゃいけないということになれば、もし選択肢があるんじゃないかなと思ったら、日本じゃなくて、もっといい国に行こうとかっていうことも思わなくはないなと思うんですけれども、そういった意味で、必要性が重要視されてる状況だと私は認識してます。知事会の認識もそうだと思うんですよね。7月23日、参議院選挙の直後に提言、23日、24日にあった会議で提言宣言を出しておりますので、その辺のちょっと認識は共有しておきたいんですけども、いかがですか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おっしゃられた、国会議員になられてる、あるいは全国の知事会が要望されたっていうのはそのとおりだというふうに思っておりますが、今の議論は全国の町村会の中の動きとしてどうかという御質問だろうというふうに思っておりますので、そういった意味で回答させていただいたということでもあります。ですから、その必要性が各市町村の中で声がどんどん出てくるような状況にあれば、それはそれなりの動きにつながっていくものだというふうには認識しております。ですが、現時点でどうかという話になると、まだまだその雰囲気、雰囲気っていうか、思いは、やはり市町村レベルではゼロではありませんけれども、これから大きな、どういまいましようかね、波じゃないですけど、議論の焦点にはまだまだ薄い状況かなというのが個人的な思いであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 町長、客観的に全国の町村の状況を分析されているということだと思うんですが、それはそれとして、中村町長御自身に、ちょっとどういう会

合に出られるのかとかということ、詳しいことはあまり把握してませんが、そういったほかの市町村の首長の人たちと会うようなことがあれば、意見交換、情報共有ということで、その中に入ってるのかもしれませんが、ぜひ、そういった公にきちんとした態度表明をするということも必要ではないかという、そういう意見表明をしていただきたいという、そういう趣旨なんですけども、いかがですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 最初の回答の中で情報共有していきますっていうお答えをさせていただいておりますので、そのとおりに行動したいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。知事会の件なども、しっかり情報共有していただいて、ぜひしっかりした意思表示をいろんなところでしていただければというふうに思います。

それでは、私の一般質問、これで終わります。

○議長（山本 芳昭君） 以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時35分からといたします。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

## 日程第2 議案第60号

○議長（山本 芳昭君） タブレット2ページから。

日程第2、議案第60号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第60号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、行政の手続におけます特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

大きく4点でございますが、まず第1点目は、行政の事務におけます特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の改正によりまして生じた項ずれの修正ということ。

2つ目は、地方公共団体の情報システムの標準化に伴いまして、マイナンバーの独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。別表1でございます。

3点目ですが、特定の個人情報の庁内連携を行う特定個人情報に住登外者の宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報を追加ということでありまして。別表2でございます。

4点目ですが、町長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う特定個人情報に住登外者宛名番号管理機能住登外宛名情報の追加でございます。別表3でございます。

以上、説明のほうを終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第3 議案第61号 から 日程第8 議案第66号

○議長（山本 芳昭君） タブレット5ページから。

日程第3、議案第61号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第62号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第63号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第64号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第65号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第66号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）、以上、令和7年度補正予算関係6議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第61号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,059万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,130万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、各自治会及び自衛消防団で管理していただいております消防用のホースを計画的に更新する費用、あるいは渇水対策等緊急事業をはじめとした農業振興予算の増額を行うものでございます。渇水対策につきましては、県の事業を対象とするものでございます。このほかに、子ども・子育て支援金制度に伴いますシステムの改修費、これによりまして国保の特別会計及び後期高齢の特別会計への繰出金の増額というところが主な事業でございます。

具体的にですが、歳入のほうですが、国庫支出金のほうで1,737万7,000円、2項目ありまして、1項目が、子ども・子育て支援事業費の補助金が1,687万7,000円、2つ目が、埋蔵文化財の緊急調査費の補助金が50万円ちょうどでございます。

続きまして、繰入金のほうですが、2,932万4,000円でございます。財政調整基金からの繰入れでございます。

町債ですが、580万円ちょうど、緊急の防災・減災事業債のほうに230万円、過疎債のハード分のほうに350万円の内容であります。

続きまして、歳出のほうですが、民生費ということで国民健康保険事業に799万7,000円、後期高齢者の医療に係る事務のほうに633万2,000円であります。いずれも、子ども・子育ての支援金制度対応に伴います特別会計への繰出金の増額でございます。

続きまして、衛生費ですが、新エネルギー推進事業ということで490万7,000円です。新石見発電所の導水路の復旧工事に係ります特別会計繰出金の増額でございます。

農林水産業費であります。農業総務一般事務ということで240万円、渇水対策等の緊急事業の新設によりまして増額、あわせて、森林保全総合対策事業で1,600万円ちょうどであります。新植の経費補助金及び花粉症の発生源の対策促進事業の増額であります。

土木費ですが、道路維持管理事業としまして、350万円ちょうどです。町道日南邑線の測量設計に係る費用ということで、増工に伴います設計費用であります。

消防費では、消防施設整備管理事業ということで667万7,000円、冒頭申し上げましたが、消防用のホース更新費用ということの増額でございます。

議案第61号につきましては以上であります。

続きまして、議案第62号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,112万8,000円とする内容でございます。

主な補正ですが、歳入ですが、繰入金としまして799万7,000円、一般会計からの繰入金でございます。歳出ですが、国保事業の一般管理事務ということで799万7,000円でございます。内容的には、子ども・子育て支援金の制度対応に伴いますシス

テム改修費でございます。以上です。

続きまして、議案第63号です。令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,310万4,000円とする内容でございます。

主な補正ですが、歳入で繰入金ということで189万4,000円、一般会計からの繰入金でございます。内容的には、人事異動に伴います職員給与の増額に伴うものでございます。

歳出ですが、一般管理事務ということで170万円、人事異動に伴います職員手当、共済費等の増額の内容です。介護予防ケアマネジメント事業ということで、70万円ちょうどです。同じような人事異動に伴います職員手当の精査による増額でございます。

続きまして、議案第64号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万2,000円を追加するものでございまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,009万7,000円とする内容でございます。

主な補正内容でございますが、繰入金ということで633万2,000円、一般会計からの繰入金、歳出のほうですが、一般管理費として633万2,000円ということで、子ども・子育て支援金制度の対応に伴いますシステム改修費でございます。

続きまして、議案第65号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,809万9,000円とする内容でございます。

繰入金ですが、1,500万円ちょうどということで、内訳的には、一般会計からの繰入金が420万7,000円、それと、再生可能エネルギーの発電事業基金からの繰入金が1,009万3,000円でございます。

歳出のほうですが、再生可能エネルギー発電事業として1,500万円ちょうどです。導水路の復旧工事に係ります設計監理の委託料と工事請負費という内容でございます。

次に、議案第66号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は資本的収支の分野でありまして、3,545万6,000円を補正をさせていただくものでございます。

内容的には、医業外の収益のほうで僻地医療拠点病院整備事業というのがありまして、この事業の補助金の内示のほうが確定したものでありまして、10分の10の補助であります。金額的には3,545万6,000円でありまして、これを計上させていただくのであります。

使途のほうですが、資本的支出ということで3,600万8,000円でございます。内

容的には、骨密度の測定装置の一式というところと、電子内視鏡のシステム一式というのを、2つの大きな機械装置というのの購入でございます。

以上、説明のほうは終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第61号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第3号）から質疑を行います。

タブレット63ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、64ページ上段、総務課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 消防ホースの件ですけれども、これ、全員協議会でも私もお聞きしましたし、昨日の同僚議員の一般質問では、消火栓の径、将来的には65ミリに統一していくというような方針をお聞きしたと思います。それで、それは、何ていうんですかね、汎用性を高めるという意味では65ミリに統一することが大切だと思いますし、私もそうしたほうがいいのかなどは思っていたんですけれども、ちょっと一応確認をしていくんですけれども、ただ、それとは別に、地域の事情ですとか、あるいはホースの重さの問題、当然、径が小さいほうが同じ長さであればホースは軽いわけですけれども、そういった問題もあって、40ミリ、50ミリのものも残っていますよというようなお話をお聞きしたこともあるんですけれども、そういったことも考え合わせて、65ミリに統一するということで大丈夫ということなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 何ていいますか、必ずしも65ミリに全てを完全統一するという意味合いで答えたのではございませぬ、当然、議員御指摘のように、地域の実情に沿った形で見直しを極力図っていきたいという趣旨で御理解賜りたく存じます。

繰り返しになりますが、現在、50ミリ、40ミリの実情もございませぬ。この辺りは当然、能力に応じて消火活動に資する形になりますので、専門家の意見を反映させながら進めてまいりたいと考えてございませぬ。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。そういうことですか、全てをやるわけではない。そうすると、今度、それも地域の事情によってということになるのかもしれませんが、場合によっては、自衛消防とのホースと共用するような場合には、口径を変えるような、そういった金具の準備も必要なのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 当然、現状で把握してございませぬところで口径が違ってございませぬ。議員おっしゃいますように、ジョイント、異なった口径をつなぐような金具

も準備をそれぞれしたいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 分かりました。あと、それで、実際、今回購入するホースについてなんですけれども、径の内訳と、あと、どうなんですかね、今後 65 に変更する予定の消火栓で、何ていうんですかね、時間的に急ぐからということで、40 ミリとか 50 ミリを買わざるを得ないというような、そういうようなものが含まれるのかどうかっていうようなこと等、教えていただきたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 去る 8 月 21 日、全員協議会でも御説明させていただいたものと重複するかとは思いますが、このたびは製造年の特に古いものから順次更新をしていきたいという考え方を主眼に持っております。その上で、現在、口径が異なるところもございしますが、原則は、それをたちまち元から、消火栓自体を更新するというわけにはいきませんので、ひとまずは現状のホースを新しいものに取り替える。したがって、口径は同じ形になろうかと思えます。ただし、今後の先を鑑みた場合に、大きめのホースを用意をして、金具を用意をして使っていただくという場合もございしますので、そこはケース・バイ・ケースで対応させていただきたいと思えます。したがって、今の時点で、65 が何本、50 ミリが何本という、はっきりとお示しはここでは控えさせていただきますたく存じます。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、岩崎昭男議員。

○議員（7 番 岩崎 昭男君） さきの 8 月の全協で説明のほうを事前にいただいたわけなんですけれども、その時点では 33 団体中 16 団体ということで、これは 6 月 30 日現在の報告の状況だということですが、直近では、これが何団体が提出されてますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 昨日も御質問を頂戴したところでございますが、問合せは数件頂戴しておりますし、二、三件程度の提出もいただいておりますが、その本数については、まだ精査はこれからという状況で御理解賜りたく存じます。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） このたび上石見地区の防火水槽の経年劣化による、何か、改修費用が見てありますが、これはどういう形でこれを発見できたのか。

それと、また、これに類するような防火水槽が町内に多くあるのではないかという気がするわけなんです、その辺の点検などについては、今後どのように対応されていくのか、お伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 防火水槽をはじめとします、いわゆる消防水利につきましては、定期的に西部消防局を中心に点検いただいております。本町もその専門家といい

ますか、消防局の点検状況を本町に報告いただくように毎年してございます。昨年度調査したところで、本来はもっと速やかに予算措置もするところではございましたが、昨年度調査によりまして判明したものでございますけども、防火水槽自体の、いわゆるクラック、ひび割れが生じて、早急に対応が必要だというものについては、昨年度調査ではこの上石見1件でございました。

参考までに、その他でございますが、標識が古かったり、標識がないものといった細かい指摘も頂戴しております。順次対応していきたく考えておりますが、このたびでは、上石見のこのひび割れを早急に対処すべきという判断の中でお願いをしたく存じます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、64ページ下段、地域づくり推進課について、質疑を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） この補正予算の説明資料の中で、12月の実施予定のポイント5倍デーをポイント10倍とすることですが、8月に10倍デーがあったわけですね。この説明では12月なんですけど、これ、どういうことでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 去る8月7日にも10倍デー、行いましたけれども、10億円突破記念というキャンペーンとして行いました。今回は12月の17日に物価高騰対策ということで、実施をまた再度行いたいというものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） ということは、8月、10億達成記念ということ、そして12月もやるということでしょうか。2回するんですね、10倍デーを、今年度は。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） そのとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） そこでですね、当初予算では5倍デーの補助として500万となってるわけです。今回340万、要するに300万プラスになるわけですけども、ちょっと計算が合わんわけですよ。500万であるならば1億2,500万で、これ、今初めて知ったんですけど、5%のうち1%は商工会、4%は補助金だと。10パーの場合は、1パーは商工会だと、9パーは補助金だとなったときに、当初予算では500万ですが、これ、全部5倍デーですね。そうすると、売上推計1億2,000万、チャージ金額ですけども。それと、この説明の当初予算時チャージ推計額5倍デー想定1,250万円とか、こうこう書いてありましたけど、当初予算と見比べたときにちょっと違うわけですよ、この500万はどうなっておるのか。何か当初予算の説明資料と照らし合わせたら合致しないわけです。やはりそれはちゃんとした説明、必要じゃないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） すみません、細かい説明をし忘れておりましたけれども、夏に行った10倍デー、これにつきましては、商工会の独自実施ということで、これまで商工会のほうで10倍デーの負担を行っておりますし、それから、これまでも商工会のほうで、12月は、5倍デーのほうは独自実施ということで行っておりましたので、その分が町の負担からは減っておりますので、その分が減っております。今回は12月の10倍デーだけは町のほうが物価高騰対策として行いますので、その分を今回、補正として計上させてもらってるものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） できれば、今説明されたように、商工会さんは10億記念でいくと、商工会の費用で10倍デーの補助、自分たちでやったということでしょう。やはりそれはここにも書いていただいたほうがいい。そして、今度は、皆さんも、次、いつあるかなと、もう1年に1回だけかなと思いがあって、今、初めてこの文書見たときに、12月ということあって、実は大変皆さん喜んでおられます。これまでの町の補助が出てないということですけど、もし参考に、大体通常ですと1,300万かそれぐらいだったもんですけど、8月の10倍デーで幾らチャージされたのか、そして、8月も同じように5倍デーがあったと思うんですけど、もし御存じでしたら、参考に金額を教えてください、チャージ金額を。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 8月7日に実施しました10倍デー、これにつきましては、チャージ額は3,519万6,000円、うち町内が3,298万2,000円、町外の方が221万4,000円というデータが出ております、という実績でございます。ちなみに、8月の10倍デーの後に、8月の20日に通常の5倍デーをやりましたけれども、その際にはかなり金額は減っております、471万7,000円という5倍デーの数字でありました。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 町民用のたったもカード、増刷ということなんですけれども、現在の発行枚数と印刷する枚数のほう、予定を教えてくださいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） すみません、この事業開始時の発行枚数はちょっと把握しておりませんでした、今、在庫のほうで53枚ということで、最近よく出ておりますのが、紛失で、家族の分がなくなったとか、10倍デーとかしたらやはり家族の分も探される方もいらっしゃるのかもしれませんが、そういうケースであったり、それから、転入とか出生、そういったケースで出ておりますので、今年度はこの枚数ではちょっと足りないというようなことが予測できましたので、今回補正させていただいたということでございます。（「予算は」と呼ぶ者あり）すみません、今回30万円の

ものは、最低ロットの1,000枚を作らせてもらいます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 先ほど10倍デーの金額は教えていただいたんですけども、人数のほう、何人くらいの方がチャージされているか、教えてもらえますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 3,500万に対して、1,083名の方がチャージしていただいております。うち町内が965人、町外の方が59人の方がチャージされました。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。何ていうんですかね、10億円記念という形でしたら、それでも今の1,000人足らず、町内の場合、1,000人足らずの方でも記念して喜んでくれたのかっていうことで、十分多い数なのかもしれませんが、今度、この12月の場合には物価高騰対策をうたってやられるわけですよね。その場合に、965人ということは、住民の方の数に比べると3分の1以下ですね。12月はどうなるか分かりませんが、ちょっとそれでいいのかっていう、金額的にはもっと全体の予算としては当然かかってしまいますけど、プレミアムポイントのほうは基本的には住民の方には喜ばれると思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 手法はいろいろあろうかなというふうには思っておりますけれども、町内でこうしてたったものほう、利用促進に伴いまして、町内の企業の皆さんも含めてですが、という経済循環というところが目的でありますので、手法はいろいろありますが、物価高騰対策というところの中で、財源も使わせていただきながらというところでもありますので、多くの、どういんでしょうか、誰もが所持しているカードでありますので、そういったところを町民の皆さんにもぜひ活用していただきたいという方向の中の考え方であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 微妙ですね、確かに活用を広げるっていう意味合いは分からなくはないんですけども、確かにプレミアムポイント、もらったときしか使わないとかっていう方もおられるので、それだと本当は使ってほしいというのはあるんですが、それと、物価高騰対策というのがどうかということですよね。ちょっと965人というのは、ふだんよりは多いにしても、やっぱり住民の数からすると大分少ないように私は思います。

それで、ちなみにこの交付金の金額ですけども、これは全体としては今どのぐらいの交付金が出てくるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現在残ってる言やあちょっと語弊がありますが、正確な数字、はっきり覚えてないので大変申し訳ないんですが、480ぐらいの中で今回310っていうところを使わせていただきたいという内容でございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 1点お聞きしたいのは、有効期限なんですが、商工会さんが発行するポイントは長くてもいいんだと思うんですけど、町がする場合は、補助金と、国からとかいうことになった場合に、有効期限というのは同じようにあるのか、年度末なのか、その辺はどうなってますか。要するに2種類があるわけですね。商工会がフルでやった場合、町がフルでやる場合の有効期限はどうなってますか、ポイントの。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 今回は個人のチャージした部分に対してポイントを付与する制度ですので、同じ2年間ということで整理させていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、65ページ、住民課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） この住民課、子ども・子育て支援金に関する事なんですけれども、これ、内容として、特別会計の繰り出しと、それから特別会計のほうでは一般会計からの繰入れということで、65ページ、このページと、そのほかに74ページ、76ページということで説明があるんですが、それら全体について質問してもよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 全体。

○議員（5番 岡本 健三君） 全体というか、結局、どこも同じ事業について……。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、最後に質疑漏れの項目があるので、全体を聞かれてからのほうがいいかもしれません。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。いいですか。

○議員（5番 岡本 健三君） じゃあ、取りあえずこの、待てよ、分かりました、じゃあ。

○議長（山本 芳昭君） いい。

○議員（5番 岡本 健三君） はい、いいです。

○議長（山本 芳昭君） では、次に、66ページ上段、環境エネルギー課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、66ページ下段から67ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 障害者サポート事業のことですが、このコーディネータ

一人件費・研修等、受託期間が7年の10月1日から今年度いっぱいということですが、これ、来年度以降はこれに対する財源とか、そういったものが出て、この事業は継続される予定の事業でしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 今回お願いしております地域生活支援拠点の整備事業につきましては、半年間で強化して行うものであります。潜在的な利用者さんについて、おつなぎを行いまして、それでつながった方につきましては、次年度以降につきましては現行の事業にのっとっていくという形で、新たな予算要求のほうは行わない予定としております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） といいますと、来年度以降はこの本事業の中の予算の範囲内でこの事業を継続するというのでよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） そのとおりです。

○議長（山本 芳昭君） 次に、67ページ下段、こども若者未来課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まず、ちょっとお聞きしたいのは、病児・病後児保育事業に係る予算計上の錯誤ということなんですが、これが結構大きな金額ですよ、969万1,000円ということで、もともとの当初予算の新規事業のところを見ると、予算額が約1,000万ということなんですけれども、これ、どんな錯誤なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（山本 芳昭君） 坪倉こども若者未来課長。

○こども若者未来課長（坪倉 洋子君） この錯誤といいますのが、新規事業でいろいろと計上に当たって、課のほうでも検討をした過程の中で、負担金補助及び交付金に当初、計上をする予定で進めていたんですけども、本来ですと委託料に計上というのが正しい計上の方法ということでして、今、予算書上は委託料と、それから負担金補助及び交付金とに二重計上になっているというのが今の現状です。当課での見落としというところで、確認が不十分だったということで、新年度になりまして分かったということです。負担金補助及び交付金については、この額を落としたいということで上げております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、当初予算で負担金補助及び交付金ということで約1,000万円上がってますが、これのうち969万1,000円は減額して、そのほかに委託費でも上がってるので、そちらはそのままにしておいてという、何か大丈夫なんですか、全体としてつじつまはそれで大丈夫なのか、ああ、大丈夫か、それで、分かりました。

○議長（山本 芳昭君） 分かりましたか。分かったそうです。

次に、71ページから72ページ、建設課について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に……（「農林課が飛びました」と呼ぶ者あり）飛んだ、失礼。

次に、68ページから70ページ、農林課について質疑を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 69ページの下段の旨い野菜の里づくり事業で150万ということで、生産部会から意見が、要望が多く出たということで150万追加になっていますが、当初予算が2,000万円で、150万足したら2,150万ですが、ここでは補正後、150万足したら2,300万になっとるわけですね。その3月の予算からちょっと150万、何か補正したんですか。私の当初予算では、この1532は予算は2,000万円、それが補正前が2,150万、ここでまず150万差が出とって、補正で150万、2,300万。ちょっとどうなんでしょう。途中で補正があったんですか。

○議長（山本 芳昭君） ちょっと確認のために時間が必要ですので、ここで暫時休憩いたします。再開を11時30分からいたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 失礼します。すみません、先ほどの議員の質問ですけども、5月補正でトマト関係の暑熱対策の事業で150万の補正をさせていただいております。ですので、今、2,150万の現予算となっております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 分かりました。今回は、この予算書に書いてあるように、野菜生産団体からの強い要望ということで、執行部のほうにも、また議会のほうにも要望があったと聞いとるんですけど、もともと道の駅の出荷者協議会で、総会か何かでいろんな話が出て、そこからどンドンどンドン広がって、ここまで復活したわけですけども、これで、生産者団体とか、生産部とか、その辺の御理解いただいたと、喜んでおられるんかを、それだけをちょっと確認したいんですが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 要望のほうにお応えさせていただいたということでありますので、感情的には安堵されてるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 農林課の補助事業の関係ですけども、事前に説明もあ

ったわけなんですけれども、補助金の交付要綱を出していただきたい。前回もたしか要望したんですけど、出てなかったと思いますんで。といいますのが、やはりいろいろとこうやって説明を伺っても細かいところまで確認ができないということでもありますので、採決の日までには、今回関係します補助要綱についてはお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出していただくようお願いをします。

7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 農林課全部でよろしかったですね。

○議長（山本 芳昭君） はい。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 町造林事業ですけれども、説明には杉苗の不足という報告があるんですけれども、もともと苗を購入する先、購入先っていうのは特定の事業者なのか、もう1社しかいないのか、あるいは数社ある中のうちに購入してくるのか、そこら辺の苗木の購入のところを、当初予算のところと今回の補正の関係、併せて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 基本的には県の種苗連の課に相談をして、事前に予約というような形でしてるんですけども、その中でも全体的な量が不足して、県内全域の、皆伐も進んでいるというところもありまして、それで不足したというところがございます。予約に対して不足が生じてというところで、その中で苗の種類を、県内でも裸苗を作っているところもあればコンテナ苗のところもありまして、裸苗のほうが先になくなってしまって、高価なコンテナ苗なんですけども、そちらのほうは在庫がまだあるというところで、今回、単価としては上がってしまいますけども、変更したというところなんです。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 苗木の生産者、特定の生産者になるわけですか。というか、何かの団体から入れるのか、契約先としては、これはどっから購入することになるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 県内、幾つか苗を作っておられるところがありますので、そこの直接契約ではなくって、県の種苗連のほうに依頼をして、そのほうで苗の確保をしていただくようにしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） コンテナ苗に交換して、お金が少しかかるようになったというのは分かりまして、その一方で、そのコンテナ苗を使うところで、何か費用、何ていうですかね、少なくできるっていうようなところはないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） コンテナ苗を使うことで資材費としては上がってしまいま

すけども、労務費としては若干下がるというふうに認識しております。ですので、作業的に小さい苗といいますか、になりますので、運ぶ手間も楽になるしということで、労務的には楽になるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 何かコンテナ苗だったら、ドローンで運んだりもできるとかいう話も聞いたような気がするんですけども、そういうのは今のところはされないんですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 試験的にそういうことをやっているところもあるかと思いますが、町の発注事業の中では、今まだそこまで踏み込んで、それを要件にやっているということはありません。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 70ページからの森林保全総合対策事業で、財源で森林環境譲与税1,600万というのがありますが、これを使った後の残額、環境税は、今現在、幾らになるんですか、使った後の金額。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今年度の予算、当初予算での残額としまして4,280万程度が残るようになっておりました。その中から1,600万をこのたび使いたいというふうに思っておりますので、今年度の譲与税の残額としますと、2,680万程度になるかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 1点ほど。町造林事業、70ページですけど、苗が不足しているということ、日南町のほうでも阿毘縁地区でウッドカンパニーが育苗をされておるわけなんですけど、これが年間にできるのと、町内で植林をされる数との比率というのは大体どういう形に推移していくものと考えておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 町内で生産される苗につきましては、現在フル稼働になっているというふうに思っております。カラマツを今、中心にやっておられますので、カラマツの苗ということになると、ウッドカンパニーのほうが生産しているものがほぼ町内では使われていくというふうになるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） そのカラマツがこのたび変更で1万4,875本ですか、ということが書いてあるわけなんですけど、これは、町内での育苗の本数で、大体、基本的に賄える数字が上がってくる予定になっているわけですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 町内で賄える本数、1万5,000本は、十分賄える本数で

あるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、71ページから72ページ、建設課について質疑を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 住宅管理事務で、霧島団地の給水タンクが不調を発生しておるとのことですが、これ、いつ発生して、今現在どのような状況になっておるのか、そして、このユニットの交換はいつどうなったのか、その状況をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 本事象に関しましては、6月25日に、入居の方から水圧が低いということで、事象のほうが発覚しております。その後につきましては、ポンプの電源を入れたり、オン、オフをしながら、だましまし使っているというような状況でございまして、早期の交換というものが、業者のほうに見てもらいましたら、必要だということで、今回、補正予算のほうに上げさせていただいておるといような状況でございまして。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 生活に直結するんで、いつやる予定ですか、これ、もしオーケーになれば。それまで待っていただくような通知が要すると思うんですけど、どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 交換のユニットの入ってくる時期っていうものもございまして、現在のところ、10月末までには完全に修理は完了するという予定で動いておるところでございまして。

○議長（山本 芳昭君） 次に、73ページ、教育委員会について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 遺跡詳細分布調査ですが、これ、宮内、矢戸地内の調査されるようですが、これの調査団体といいますか調査主体は日南町でやられるのか、また、ほかの自治体のほうに回されるのか、その点はどのようになっていますか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 日南町が主体で行う予定です。

○議長（山本 芳昭君） 令和7年度日南町一般会計補正予算（第3号）について、質疑漏れはありませんか。

7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） いいですか。

○議長（山本 芳昭君） はい。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 先ほど町造林の関係で、苗木は県の種苗連からというお

話だったんだけど、先ほど、近藤議員のほうから質問で、カラマツはウッドカンパニーからというようなお話があったんですけど、実際、購入先は、もう一回、確認をしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 基本的に確保していただいているというところなので、大本の出荷先はウッドカンパニーということになると思うんですけども、そこから差配をしていただいて出てくるというふうに認識しております。苗のほうは、なので、相談は種苗連のほうと相談をして、そこから種苗連のほうに差配をして、県内の各種苗業者のほうに出荷をしていただくというような形になるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 町内で、そのような形で施設を造っていると、補助も出しながらやっとなる施設がある中で、直接やるってということは、そうすると、経費のほうも削減とかできるんじゃないんでしょうか。その辺の考え方ってというのは、やっぱりルールが何かあるもんなんですかね。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） そこにつきましては、日南町のところに苗を作ってるっていうのは重々承知でありますので、そこから出していただくということはできるというふうには思っております。ただ、基本的には、苗については一応そちらのほうで頼んで、種苗連の各種苗者、製造者のところから出していただくというような形になっているというふうに思っておりますので、直接頼んで、実際は出てきているものとする、カラマツにつきましては町産のものだというふうには思っておりますので、そこにつきましては、今のところそういうような形で、うちが直接ウッドカンパニーさんとかに予約をしてという形ではなくって、まとめてというような形になっているというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） さっきの子ども・子育て支援のことはいいですか、特別会計もあれですけど。

○議長（山本 芳昭君） 特別会計。

○議員（5番 岡本 健三君） 特別会計も関係してきますけども、後にします。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、特別会計聞いてからにしてください。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか、はい。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 子ども・子育て支援金についてのことなんですけれども、

まず最初に、確認なんですけれども、これは国が進めている施策だとは思いますが、その子ども・子育て支援金の財源の一部を国保税、あるいは後期高齢者医療保険料もですけれども、それと一緒に徴収しようということなのかということと、それによって、国保税ですとか後期高齢者の保険料が値上がりにつながるのではないかとということをちょっと確かめたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 御質問のありましたとおり、国民健康保険と後期高齢のほうから拠出していただくようになります。支援金による医療保険加入者1人当たり、平均月の拠出が450円あたり負担が増えることになるということで今現在のところ認識しております。ただ、この制度は、18歳未満の子供を除いた、18歳以上の被保険者数で案分することとしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ですので、18歳以上の方、450円ですか、月、負担が増えるということになります。

それで、これちょっと、何ていうんですかね、このやり方自身がやっぱりどうなのかと思うんですけれども、私は、むしろこういうことについてはちゃんと国が子ども・子育てということに責任を持って財源を出してくれるように要望すべきだと思うんですが、どうでしょうかね。国が捻出しようとしている金額の総額も併せて、ちょっと教えてもらいたいんですけれども、その金額と、確認したいと思いますが。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 令和8年度から徴収が始まりまして、令和10年度まで段階的に導入していくものとされています。8年度については0.6兆円、9年度については0.8兆円、10年度については1.1兆円を医療保険料と併せて徴収することとして現在は予定をされています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そのぐらいの金額、最終的に1兆円の金額ということで、1兆円というと、もちろん少ない金額ではないんですけれども、ただ、国は今、軍事費に8.7兆円使っておりまして、その中には、米国からの兵器の購入のうちの、いわゆる対外有償軍事援助、いわゆるFMSですか、これが1兆円、それから米軍への思いやり予算、これは日米地位協定にはない、本来、日本が負担しなくてよい米軍関係経費が4,500億円含まれてます。さらに、法人税引下げと大企業優遇税制によって、2011年以前に比べて、2023年の時点で11兆円以上も税収が減ってるようなことがあります。この辺りを改善していけば、子ども・子育て支援金、1兆円の捻出というのも決して不可能ではないと思うんですけれども、そういったことを町長、国へきちんと、地方自治体として要望していくべきではないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回上程させていただいてるのは、システム改修経費についてということでの補正予算を上げさせていただいております。制度自体の全体の構造に関し、あるいは仕組みに関しては、やはり別の形の議論の場ではないかなというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そう、そこなんですよ、問題は。そこについても今回お聞きしたかったんですけども、そもそもこの予算は、いかなる条例に基づいて上程されてますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、子ども・子育て支援制度、制度っていうか、支援金の制度、これを伴う、執行するがための経費の一部としてお願いするものでありますので、どういんでしょうか、地方自治体としての役割の一つ、いわゆる経費を使うためには、議会を通しての承認を得ながら予算化していくっていうことでありますので、その過程の、ということで御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、ただ、それを言うんだったら、その制度そのものを議論しなければいけないでしょう。今、システム改修費のことだから、制度そのものについては議論をしないと言っておいたら、いつ議論するのかというと、今度、条例改正が3月に、そこに書いてあるように、3月にするということになってるわけですよ。議論するとしたら、今度そのときにするんですかという話になって、そのとき駄目になったら、条例もし改正が通らなかったら、システム改修は無駄になるんですかと、そういう話にもなってくるわけですよ。だから、順番として逆じゃないですか。制度そのものに地方自治体として、町として参加するかどうか、条例改正をするのかどうかということきちんと議論してから、それで、条例改正をした上で、もちろん施行は4月1日からということになりますけれども、きちんと議論した上で必要な予算を上程していくという、そういう順番になるんじゃないですか、普通は。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、この制度を推進するという考え方の中での一つの、システム改修でありますから、準備段階という段階のものであります。これをしないって話になると、やっぱり町民への支給っていいんでしょうか、そういった制度の対応が遅れるっていう形になりますので、その辺は御理解をいただけて、判断をしていただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） だから、それを住民の方に負担してもらおうかどうかということも議論の余地があるわけです。例えば、保険料を上げないようにしようと思えば、1人当たり450円分を町の一般会計から繰り入れるということだって不可能なこと

はないわけですよ。そういう選択肢もあるんじゃないですか、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 視点的にはその可能性はあるかもしれませんが、私たちがこういう提案をさせていただくってということで説明をさせていただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） だから、その提案が出てきたので、その制度の根本のことについても質問をしているわけですよ。だから、そこで、システム改修の予算だからそのことだけについていうわけにはならないわけですよ、条例改正が先に出てきてないので。だから、ここでその制度をやっていくかどうかということも併せて議論する必要があるでしょうという意味で、最初のあれに戻りますけれども、きちんとそういうことは国に要望すべきだと思いますし、国がなかなか変更が難しいというのであれば、町自体が負担していくということもきちんと検討していくべきではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） あくまでも今の国の仕組みの中で動いておりまして、確かに、どういいますか、町村レベルからいくと、事務を執行するレベルからいきますと、要望的のところはあろうかなというふうには思ってますし、そういう要望をしておりますけれども、現実的のところでは申し上げると、先ほど申し上げましたように、業務を推進する立場にありますので、その準備段階としてのシステム改修のほうの補正をお願いするものであります。だから、根本的のところにつきましては、当然、要望っていうところはありますし、町村会としても、その内容については動きがあるってというのは承知をしておるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。じゃあ、要望はされてるということで、ぜひ引き続き、国にはこんな、子育てという、もう国の責任ですかね、少子化になったのも国の責任ですし、それを住民にしわ寄せするようなことはやめてもらいたいということで、ぜひ要望してもらいたいと思います。

それはそれとして、ちょっと町で負担ということも検討してもらいたいと思うんですけども、1人450円ということをもし町の一般会計から繰り入れるとしたら、全体で幾らぐらいの負担になるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 岡本議員、今の議論は、町長が、岡本議員がおっしゃる、町がやるべきではないかということに対しても答えておられます。これから町村会でいろいろ検討もしたいというふうにおっしゃっています。議論は平行線だと私は思っていますので、これ以上進められても、町長からの答弁は同じ答弁になろうかと思えます。ですので、岡本議員に質問を変えていただければと思いますが、どうでしょうか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ただ、もうってというか、規模感としてはちょっと知りたいと思いますけれども、その財政の。その町村が負担することも含めて、じゃあ、町村会なりで相談されるということなんですかね、よく分からないですけれども。それは別に単町でできる問題のように私は思いますが、どうなのでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、この事業は、国全体としてやりましょうっていう動きの中の、国の考え方を準拠した形の中で、事務を執行する市町村が担ってるっていう考え方があります。それは、直接町民の皆さんへの関わるのは、やっぱり市町村レベルだからであります。ですから、その経費については、先ほども申し上げましたように、要望事項として上げておりますので、それを受けて国がどう判断されるかっていうところは、これからは、動きがあるかないかは分かりませんが、やるべきことっていうところの中で、事情を要望してるっていう段階であります。ですから、その辺の個人的っていうか、一つの自治体の中で動くっていうことはあんまり好ましいというふうには思っておりません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ごめんなさい、もうちょっと具体的に、どういう要望をされてるんですか。例えば、住民負担分を交付税措置して、それを一般会計から繰り入れるようにしてくださいというような要望はあり得るとは思うんですけど、具体的にどんな要望をしているか、ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 大きなテーマでいきますと、少子化対策と子ども・子育て政策の推進に関することっていうところの中で、全ての市町村が積極的に子ども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充、見直し等を行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には、必要な財源のほうを確保することという要望の内容としておるところであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、令和7年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号、令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第65号、令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第66号、令和7年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 2点お伺いします。1つは、骨密度測定装置1,045万ですが、今現在1台あると思うんですが、それと同等のようなものなのかをまずお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 今現在入っておりますものは、超音波法、本当に初期のもので、どちらかというとな簡易法っていうようなものでございます。今回導入するのは、デキサ法といいまして、一番最新の、いわゆるこの骨密度測定器でございますので、全くもうレベルが変わってきますので、御期待ください。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） よく健康診断で、文化ホールであります、持ち運びは自由にできるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） これ全く、大型のエックス線の機械となりますので、持ち運びは残念ながらできません。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） もう1点なんですが、今回、電子内視鏡システム、要するに胃カメラの関係なんですが、ここに書いてある内容が、胃カメラが、要するに鼻のカメラの細さになるということですが、大変大きなメリットになると思うんですよ。私は、日南病院で今年も受けましたが、日野病院や西伯病院や、そのほかでも皆さん、町民の方受けておられますけども、例えば逆に、日南町、こういった細くなりますよとなれば、そうしたら、日野よりも、西伯よりも、日南病院で受けようかなと思うんですが、径の太さはどの程度になるんでしょうか。細くとなっております。患者の苦痛が減るということなんで期待しますが、どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 最近、この経鼻の内視鏡というのは主流となっておりますが、これは賛否両論あります。先生から言われると、やはり小さい、細いだけあって、観察範囲がっていう先生もおられますし、やっぱり患者さんの負担となると、逆に、負担は楽になるというふうにおっしゃられますので、とはいうものの、やはり従事者にとって、非常にこれはメリット、おっしゃいますようにですね。本当に、医師によって、鼻でやったほうがいっておっしゃる先生もおられれば、その細さで、経口でやったほうがいいというふうにおっしゃられる先生もおられますので、そこはすみません、ちょっと私は何ミリから何ミリになるという知識を持ってないんで、大変申し訳ないんですが、それぐらい、鼻から入れるぐらい細くなるというふうにご認識していただければ

ればというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） それを調べていただいて、次のあれのときに径を言っていて、やっぱり町民も興味持っておると思うんですね。ぜひとも、言うところアピールになりますんで、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 経鼻っていうか、経口は約1センチ、10ミリが主体でございます、約半分、5ミリから6ミリの間と認識していただければというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第66号の補正予算関係6議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第66号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

## 日程第9 報告第3号

○議長（山本 芳昭君） タブレット82ページから。

日程第9、報告第3号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてを議題とします。

これについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、報告が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 報告第3号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、令和6年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり本会議のほうに報告するものでございます。

1点目の令和6年度の決算に基づく健全化判断比率でございますが、比率的には4項目ありまして、実質赤字比率、そして連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比

率の4項目であります。実質赤字比率と連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、赤字のほうが生じておりませんので、横棒ということで、ゼロ以下ということになります。

残りの1点の実質公債費比率ですが、8.4ということで報告をさせていただきます。昨年度が7.5%でございましたので、0.9増加したというところではありますけれども、健全な比率を堅持しているというふうに判断をしております。

2点目の項目の令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率でございますが、本町におけます会計は4つあります。再生可能エネルギー発電事業特別会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、そして病院事業会計の4会計がありますけれども、いずれの会計におきましても資金不足というのが生じておりませんので、表記的にはハイフンという形で表示をさせていただいておるところでございます。

ということで、いずれの、どういいますか、健全化、あるいは公営企業の資金不足というテーマで申し上げますと、良好な令和6年度の決算だったというふうに報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） この報告について、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で報告第3号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての報告を終わります。

---

#### 日程第10 議案第67号 から 日程第18 議案第75号

○議長（山本 芳昭君） タブレット90ページから。

日程第10、議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定について、日程第11、議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第13、議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第15、議案第72号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第73号、令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第17、議案第74号、令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第18、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、令和6年度決算認定関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。決算の附属資料ということで、令

和6年度の決算書及び主要施策の成果というところを御参照をいただければというふうに思っておるところであります。

以下、8決算がありますので、根拠につきまして、規定につきましては同じ内容ですので、割愛をさせていただければというふうに思います。

議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についてということで、令和6年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、別冊のほうで出させていただいておりますので、本議会の認定に付したいというふうに思っております。なお、決算書及び主要施策の成果のほうを御参照をいただければと思います。

続きまして、議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定についてでございます。令和6年度の日南町介護保険の特別会計歳入歳出決算書のほう、別冊ですが、これによりまして本議会の認定に付させていただきます。なお、決算書及び主要施策の成果のほうの決算附属資料のほうを御参照をいただければと思います。

議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についてでございます。令和6年度の日南町介護サービス事業特別会計の歳入歳出決算ということで、別冊のほうで本議会のほうの認定に付させていただきます。なお、決算書及び主要施策の成果というところで、附属資料のほうを御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療の特別会計決算認定についてでございます。令和6年度の日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の別冊のほうを、これによりまして本議会のほうの認定に付させていただきます。なお、決算書及び主要施策の成果のほうを御参照をいただきたいと思っております。

議案第72号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についてでございます。令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算につきましては、別冊によりまして本議会の認定に付させていただきます。なお、決算書及び主要施策の成果というところで、附属資料のほうを御参照をいただければと思います。

議案第73号、令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定についてでございます。令和6年度の日南町簡易水道事業会計決算につきましては、別冊によりまして本議会の認定に付させていただきます。決算書並びに主要施策の成果の決算の附属資料がありますので、御参照をいただければと思います。

続きまして、議案第74号、令和6年度日南町下水道事業会計決算認定についてでございます。令和6年度の日南町下水道事業会計の決算のほうを別冊により本議会の認定のほうに付させていただきます。なお、決算書及び主要施策の成果の決算附属資料ですが、御参照をいただければと思います。

最後になりますが、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定についてでございます。

失礼しました。ごめんなさい、ちょっと説明のところで大変失礼しましたけれども、

議案第73号からですが、日南町簡易水道事業会計決算認定についてでございますが、規定がちょっと、私のほうが説明不足でしたので、訂正と、改めて説明をさせていただきます。地方公営企業法の第30条第4項の規定というところで、日南町の簡易水道事業会計の決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。大変失礼しました。

ちょっと訂正ですが、議案第74号につきましても、公営企業法第30条第4項の規定というところでありますので、訂正をさせていただきます。

最後ですが、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定でございます。地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和6年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付すものでございます。なお、決算書及び主要施策の成果、決算附属資料ですが、これを御参照いただきたいと思います。

以上、説明を終わりますが、御審議いただいて御承認いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 高柴会計管理者。

○会計管理者（高柴 博昭君） 議案67号から72号につきまして、主要施策の成果及び財産に関する調書で概要を申し上げます。

令和6年度は、依然として物価高騰の影響が続く中、エネルギー価格の高止まりや人手不足、自然災害への対応など、厳しい行政環境が続いた年でした。こうした中であっても、町民の安全・安心の確保と生活支援、地域の持続的な発展を図るべく、国や県の施策を活用しながら、物価高騰対策や防災対策、地域活力の維持向上に取り組みました。町民の暮らしが少しでも豊かになるよう、機構改革により3つの課を新設し、対応しました。

お手元の冊子、主要施策の成果及び財産に関する調書の1、2ページ、タブレットの調書では6、7ページを御覧ください。会計別に歳入歳出差引きの決算額を前年度と比較する形で記載しています。

一般会計は、歳入額78億5,139万6,000円、歳出額77億8,168万2,000円、歳入歳出の差引き額は6,971万4,000円です。この6,971万4,000円には令和6年から令和7年度へ繰り越した事業に充当すべき財源2,768万6,000円が含まれていますので、実質の収支額は、その額を差し引いた4,202万8,000円となります。これにつきましては、決算書の一般会計の最終ページ、実質収支に関する調書のページに記載をしておりますので、申し添えます。

主要施策の成果及び財産に関する調書2ページに戻ります。国民健康保険特別会計は、歳入額6億3,358万9,000円、歳出額5億8,912万5,000円、差引き額は4,446万4,000円です。前年度と比較して減額となっており、国民健康保険事業費納付金の増額が主な要因となっています。

介護保険特別会計は、歳入額10億3,768万4,000円、歳出額9億3,038万1,000円、差引き額は1億730万3,000円です。介護納付費により増減します。令

和6年度は、対前年度で減額となっています。

介護サービス事業特別会計は、歳入額4,075万9,000円、歳出額4,075万9,000円、差引き額はゼロ円です。サービス事業費は、その年度のあかねの郷の施設整備や備品購入の内容により増減します。令和6年度は、対前年度で減額となっています。

後期高齢医療特別会計は、歳入額1億2,251万5,000円、歳出額1億2,215万2,000円、差引き額は36万3,000円です。歳出額は前年度で増額となっています。広域連合納付金により増減します。

再生可能エネルギー発電事業特別会計は、歳入額2,100万8,000円、歳出額762万6,000円、差引き額は1,338万2,000円です。歳出額は対前年度で減額となっています。

次に、調書5、6ページ、タブレットでは10、11ページをお開きください。一般会計の款別予算決算額を記載しています。

まず、歳入についてです。一般会計歳入決算額は78億5,139万6,000円で、前年度と比較で8億1,884万円の増額となりました。

款別で主なところを見ますと、1の町税の決算額は4億3,799万7,000円、対前年度で2,322万2,000円の減額となりました。住民税は前年度と比較すると、個人住民税が定額減税の影響で減額となりました。軽自動車税は課税台数が減少しているものの、買換えなどの影響により増額、固定資産税については、家屋の減失などにより、課税対象家屋の減少のため、前年度と比較すると減額になっています。たばこ税は売渡し本数の減少により、減額となっています。

2の地方譲与税は前年度比2,813万円の増額、利子割交付金は前年度比8,000円の微増、配当割交付金は対前年度比114万6,000の増額、株式譲渡所得割交付金は前年度比181万2,000円の増額、法人事業税交付金は前年度比37万9,000円と、昨年と同様に増額となりました。地方消費税交付金は前年度比で571万1,000円の増額、環境性能割交付金は前年度比71万7,000円の増額、地方特例交付金は前年度比で1,358万7,000円の大幅な増額となっています。

地方交付税の決算額は37億2,139万1,000円で、歳入の47.4%を占めています。このうち普通交付税は30億8,247万3,000円でした。人事院勧告により地方公務員の給与改定に必要となる経費を算定するために臨時費目として新設された給与改定費によるものと、森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充当するため、林野水産行政費の増といった全国的なものに加え、町独自の影響としては、昨年、一昨年に続き、過疎対策事業債の償還額が増加したことが主たる増加要因です。また、特別交付税は6億3,891万8,000円でした。増額となった項目としては、日南病院における訪問看護日数の増加及び基準額の単価増によるものと、令和6年11月の豪雨災害によるものが主であります。

一方、減額の項目については、日南病院の最大使用病棟の減少によるものと、ルール

外では、除雪経費について前年度経費の約2倍が生じたにもかかわらず、県下全域でも増額となっており、全国では、青森、新潟が災害規模であったことに相対的に減額となっています。

交通安全対策特別交付金は前年度比で5,000円の減額、分担金及び負担金は前年度比で155万8,000円の増額となっています。主な要因としては、農林水産分担金は、基盤整備事業による地元負担金の増額による327万1,000円の増額となった一方で、農林水産事業負担金は、日野郡鳥獣被害対策協議会に係る負担金が減額となったことが影響しています。

使用料及び手数料は前年度比で55万1,000円の減額となっています。主な内容として、総務手数料の減額は、住民票などの各種証明書の発行手数料の減などが影響しています。

国庫支出金の決算額は4億7,128万4,000円で、前年度比2,410万円の減額となりました。新型コロナウイルス感染地方創生臨時交付金が皆減となったことなどにより減額したことが影響しています。

県支出金は10億1,034万4,000円で、前年度比で1億9,985万7,000円の増額となりました。農林水産業費補助金や災害復旧補助金が前年度と比べて大幅な増額になったところに起因しております。

財産収入は1億2,123万7,000円で、前年度比341万8,000円の減額となっています。町有林の間伐売払い収入は8,101万9,000円で、前年度に比べ2,982万円の減額、Jクレジット売払い収入は885万6,000円でした。

寄附金の決算額は5,652万3,000円でした。前年度比3,550万6,000円の大幅な増額となりました。ふるさと納税個人版3,790万2,000円、企業版1,860万円で、前年度と比べてどちらも大幅な増額でありました。

繰入金は5億6,888万8,000円で、前年度比4億8,266万2,000円の大幅な増額となりました。臨時財政対策債の繰上償還のため、減債基金から5億3,755万6,000円の繰入れを行いました。このほかに基金の廃止に伴って、緑と水の活性化基金から676万1,000円、用品調達基金を500万円の繰入れを行いました。昨年度に引き続き、地方交付税の増額により、財政調整基金については繰入れを行いませんでした。

繰越金は3億8,336万2,000円で、前年度と比較して6,500万6,000円の増額となりました。

諸収入は2億6,919万9,000円で、前年度に比べ123万1,000円の減額となりました。

町債は前年度と比較して8,340万円の減額の4億650万円となりました。町債につきましては、17ページ、タブレット22ページを御覧ください。一般会計の年度別借入額、償還額、年度末現在高の状況がございます。令和6年度末の地方債の現在高は

67億2,100万円となります。その額を町民1人当たりにはしますと、約177万1,000円となります。

次に、調書の7、8ページ、歳出です。タブレットでは12、13ページです。一般会計歳出決算額は77億8,168万2,000円で、前年度と比較すると11億3,248万8,000円の増額となりました。目的別に見ますと、民生費、衛生費、商工費、教育費が前年度と比較して減額となっており、議会費、総務費、農林水産費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費が増額となっています。

議会費は、事務局職員の増額などにより、前年度と比較して333万5,000円の増額となりました。

総務費は前年度比3億1,878万7,000円の増額となりました。これは、業務システム標準化事業や、令和6年度から会計年度任用職員の給与費を総務費で支出したことが要因となっています。

民生費は前年度比1億2,890万円の減額でした。引き続き、物価高騰対策として低所得者向けの特別給付事業などに取り組みました。

衛生費は前年度と比較して1,199万2,000円の減額となりました。清掃センターの修繕工事など、計画的に取り組んだことなどの要因です。

農林水産業費は前年度比1億9,027万4,000円の増額となりました。前年度から繰越事業となっていた町造林事業が完了したことなどによるものです。

商工費は前年度比7,561万円の減額となりました。国策による新型コロナウイルス感染症地方創生交付金事業や物価高騰対応重点支援地方創生交付金事業が皆減となったことなどが減額の要因となりました。

土木費は前年度比1億7,241万円の増額となりました。道路維持管理における除雪経費が前年度と比較して約2倍の増額となったことなどが要因です。

消防費は前年度比7,930万円の増額となりました。引き続き町民の暮らしと安心安全を守るため、前年度から繰越しを含めて、消防ポンプ車2台の購入事業などに取り組みました。

教育費は前年度比5,538万7,000円の減額となりました。文化センターなど、教育施設を計画的に修繕することで支出を抑制したことが要因です。また、美術館企画展や遺跡調査など、町内外に向けた文化振興に取組を行いました。

災害復旧費は前年度比2,796万4,000円の増額となりました。令和6年11月に発生した豪雨災害の復旧事項に取り組んだため、大きな災害が少なかった前年度と比較して大幅な増額となりました。

公債費は前年度比6億1,030万8,000円の増額となりました。減債基金から5億3,755万6,000円を繰り入れし、臨時財政対策債の繰上償還したことなどが大きな要因です。

続いて、調書の12ページ、タブレットでは17ページを御覧ください。地方譲与税

の推移一覧の一番右に、日南町の財政強弱を示す財政力指数が載っています。指数は、一覧表にあります基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均で、令和6年は0.160となっています。注釈にもありますが、この財政力が1を超える場合は、普通交付税の不交付団体となります。1に近い団体であるほど普通交付税算定上、いわゆる保留財源が大きいことになり、財源に余裕があることができます。

基金につきまして、調書の235ページ、タブレット240ページに記載しています。令和6年度は財政調整基金、公共施設建設基金、わかもの定住促進基金、森林整備基金とまち・しごと創生基金に合計2億3,894万3,000円を積み増しました。基金の取崩しについては、減債基金を5億3,755万6,000円、また、緑と水の活性化基金、用品調達基金、2つの基金を廃止のほか、合計で5億6,888万8,000円となりました。少しでも効率的な運用を図るため、基金を一括管理し、債券での運用を行っております。令和6年度は債券に2億円を購入しました。令和6年度の一括運用に係る利息収入は、普通預金や定期預金などの利息と債券の未払いを含めて2,063万円でした。

最後に、滞納徴収金の不納欠損の処分です。令和6年度も、法令の適用により、滞納徴収金の不納欠損処分を行いました。処分を行ったのは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、そして、それに係る督促手数料です。金額につきましては、決算書の中で歳入決算書及び歳入決算別明細書の不納欠損額の欄を設けて表示しております。

以上、概要を説明しました。御審議いただき、各会計の決算について認定させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 私のほうからは、建設課所管であります議案第73号及び74号の2つの事業会計の決算につきまして御説明いたします。ファイルのほうは令和6年度決算書のほうの123ページからになります。

最初に、議案73号、令和6年度日南町簡易水道事業決算につきまして御説明いたします。126ページを御覧いただきたいと思います。収益的収入といたしまして、総額1億7,888万5,436円、収益的支出といたしまして、総額1億3,524万4,260円となりました。

次に、127ページを御覧ください。資本的収入の総額が969万2,000円、資本的支出の総額が9,416万1,722円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足いたします8,446万9,722円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107万円及び損益勘定留保資金8,339万9,722円で補填いたしました。

128ページからは財務諸表をつけております。

最初に、損益計算書としまして、令和6年度の当年度純利益は3,828万6,330円の黒字となっております。

130ページからは貸借対照表を添付しております。

132ページに剰余金の計算書をお示ししております。当年度末処分利益剰余金は、828万6,330円となり、133ページにお示しします剰余金の処分計算書（案）のとおり、当年度末残高、それから、先ほどの3,828万6,330円を減災積立基金として処分することとしております。

次に、タブレットのほう、ファイルが替わりますが、R6主要施策の成果及び財産に関する調書のほうをお開きいただきたいと思います。ページのほうは323ページになります。

別冊の令和6年度日南町簡易水道事業会計決算附属書類を御覧ください。ページのほうは324ページをお開きいただきたいと思います。こちらに事業の報告書を詳細に示しております。令和6年度は大きな4条改良工事はありませんでしたが、令和4年度より、引き続き水道施設管路電子台帳システムの導入を行っております。

維持補修の工事概要につきましては、325ページにお示ししておりますとおり、計器類でありますとか機械類、漏水修繕など、経年劣化等による更新が主なものでございます。

329ページには、キャッシュフロー計算書をお示ししております。当期純利益3,823万6,330円を加えまして、最下段のほうにあります現金の期末残高は4,739万5,615円となっております。

330ページ以降は、決算の明細書といたしまして、各項目におきます事業の実施内容を示しております。

334ページには、有形、無形固定資産明細書、335ページ以降には、企業債の明細書を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、ファイルのほうはまた令和6年度の決算書のほうに移らせていただきますが、議案第74号の令和6年度日南町下水道事業会計決算報告について御説明いたします。ページのほうは、令和6年度決算書の138ページからになります。

下水道事業会計の収益的収入の総額は1億7,377万5,001円、収益的支出の総額は1億5,552万4,350円となりました。

139ページを御覧ください。資本的収入の総額は2,271万1,117円、資本的支出の総額は8,408万3,277円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足します6,137万2,160円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より1,879万9,874円、また、減債積立金より1,879万6,100円及び損益勘定留保資金より4,070万1,676円で補填いたしました。

140ページから財務諸表を添付しております。

最初に、損益計算書で、141ページ下から4行目に、当該年度の純利益につきましては、1,497万7,094円となっております。

142ページには貸借対照表を添付しております。

144ページには下水道事業の剰余金計算書をお示ししております。当年度末の剰余金は3,376万7,704円となっております。これを145ページに示しております剰

余金処分計算書（案）のとおり、減債積立金として1,497万7,094円、資本金への組入れとして1,879万610円を処分することを提案してございます。

ファイルのほうもまた替わりますが、R6主要施策の成果及び財産に関する調書ファイルのほうの337ページからになります。

別冊、令和6年度日南町下水道事業会計決算附属書類の338ページを御覧ください。事業の詳細の報告書をつけてございます。下水道事業につきましては、多里処理場の屋根修繕塗装や上澄水排出装置のシリンダーの更新など、農業集落排水処理場の機器更新及び合併浄化槽につきましては、1基の新規整備を行いました。

343ページにキャッシュフロー計算書をつけております。最下段にあります現金の期末残高は1億7,279万7,860円となっております。

344ページ以降に決算におけます事業の明細書をつけております。

349ページには有形固定資産の明細書、350ページ以降は企業債の明細書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） そうしますと、令和6年度日南病院の報告のほうをさせていただきます。

まず、決算書150ページでございます。病院事業収益の決算額合計12億4,065万6,878円、予算額に比べマイナス6,240万3,122円の減、病院の事業費用につきましては、隣のページ、12億7,592万8,913円、不用額が2,713万1,087円となっております。

次に移りまして、資本的収支決算ですが、資本的収入の決算額が7,026万341円、予算額に比べ191万234円の増、資本的支出の決算額でございますが、1億6,461万4,295円となり、不用額が1,847万7,705円、収支が不足する9,435万3,954円を過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、令和6年の主要施策の成果及び財産に関する調書のほうの362ページを御覧いただきたいと思っております。

まずは、そちらには、日南病院の事業報告を総括事項として記載しております。その中で、年間の、まず業務量のほうでございますが、これは362ページをお開きいただきまして、年間の患者数でございますが、入院患者が1万8,187名、外来患者が1万9,245名、1日の入院患者数では49.8名、1日の外来患者数で80.5名となりました。

これにより、事業収益の決算状況ですが、364ページのほうを御覧になっていただきまして、医業・介護サービスの合計が8億7,209万円余りと、医業外収益が3億6,367万円余りで、合計が12億3,576万円余りとなり、対して、365ページの医

業費用の合計でございますが、12億3,459万円余りということで、医業外費用が3,721万円と、費用の合計が12億7,180万円余りとなり、結果、経常利益が3,604万円余りの損失となっております。

362ページのほうへお戻りいただきまして、業務量のほうですが、先ほど申しました1日の平均の入院患者数は、対前年でマイナス1日6人で、延べ年間、マイナスの2,200名となっておりますが、事業の状況において、介護療養病棟を医療療養に転換、あるいは地域包括ケア病床の利用率を増やしたことにより、結果、入院収益は対前年では若干増収となっておりますが、外来収益では対前年の患者数が延べで1,000人ほどマイナスになっており、結果、外来収益は減収というふうになっております。

費用面につきましては、給与費が対前年4.2%、約3,400万円の増額となっております。これはですね、すみません、あと、光熱費につきましては、やはり高騰のところで200万円の増、燃料費は400万円の増ということで、先ほどの給与費に関しましては、人事院勧告をそのまま充当したことによる増ということになっております。いずれにしても大幅に増えたというところでございます。

次に、376ページに資本的収支で、今回、全身用エックス線CT診断装置、これが3,995万円、特別浴槽が745万円、セントラルモニター及びベッドサイドモニター等740万円、それから冷温配膳車178万円など、建設改良費合計が6,720万、企業債償還金が8,926万円と支出しまして、県あるいは国の補助金が3,446万円、企業債3,508万円を充当しております。

以上でございますが、令和6年度の病院事業会計の概要の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） タブレット99ページから。

本町の監査委員から令和6年度日南町財政経営健全化審査意見書、令和6年度日南町歳入歳出決算等審査意見書について、報告を求めます。

高見正司代表監査委員。

○代表監査委員（高見 正司君） 令和6年度日南町財政の健全化に関する審査意見について、日南町長、中村英明様、日南町監査委員、高見正司、同じく、荒木博。

財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率の状況を審査いたしましたので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果。(1)総合意見については、先ほど町長からも報告ありましたけれども、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(1)個別意見、①実質赤字比率について、6年度の実質収支は黒字であり、良好と認め

られます。これにつきましては、形式収支、いわゆる歳入から歳出を引いた残額から繰越財源を引いたものを分子とし、分母が標準財政規模に対して何%かということで、これがプラスの場合は、これから言います数字はマイナスとして表示されます。それが、令和5年度からがマイナス6.4%、令和6年度決算はマイナス1.1%、この数字が下がった理由としては、繰越財源を引いた、いわゆる実質収支額がかなり下がっております。ただし、これも黒字でありますので、実質赤字比率については良好ということでございます。

2番目の連結実質赤字比率についても黒字であり、良好と認められますが、これも若干、令和5年度の数值よりかは下がっております。その要因といたしましては、病院の企業会計における赤字が影響しているという具合に理解していただければという具合に思っています。

3番目の実質公債費比率につきましても、町長のほうから報告ありましたように8.4%、令和5年度が7.5%ということで、若干悪化しておりますけれども、数字が低くなっておりますけれども、これは、令和6年度会計におけます一般会計における元利償還額の増ということで、先ほど、これにつきましては、会計管理者のほうからも報告があったとおりでございます。

④将来負担比率について、これについても、将来負担比率は充当可能財源の額を下回り、良好な状態と認められます。これにつきましては、前回、令和5年度決算がマイナス154.31から、今回がマイナス171.93ということで、分子が減っております。分子が減ったというのは、将来にわたる起債をお返ししなければいけない額が減っております。これは、先ほども説明がありましたとおり、臨時財政対策債を繰上償還したということで、かなりの額を繰上償還しておりますので、分子が減っておるということで、財政サイド、総務課の財政室のほうがいろいろ工面をして、苦勞して、こういうような数字をたたき出したというようなことで評価をしたいという具合に思っております。

(3)是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、令和6年度日南町公営企業の経営の健全化に関する審査意見について、先ほどと同じ同法の、これは第22条第1項の規定により審査いたしましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

1、審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果。(1)総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2)個別意見。ちなみに、①再生可能エネルギー発電事業、②簡易水道事業会計、③下水道事業会計、④病院事業会計につきましては、いずれも黒字、あるいは資金不足は生じておりません。ちなみに、①の再生可能エネルギーにつきましてはの根拠法令は、議案

書に書いてあります根拠法令ですね、これにつきましては、①は地方自治法が根拠法令となっておりまして、②、③、④につきましては、公営企業につきましては、地方公営企業法にその根拠があるものでございます。

(3)是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、タブレットの106ページをお開きいただけますでしょうか。これも、私、監査員、高見と荒木議員のほうでさせていただきました結果についての審査意見でございます。

地方自治法の第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和6年度日南町一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査いたしましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

第1、審査した決算帳簿書類は、御覧の中の1番から8番までの各会計の決算及び実質収支に関する調書でございます。また、9から10までの各企業会計の決算につきまして、さらに、令和6年度基金の運用状況を確認させていただきました。

第2、審査の期間、令和7年7月23日から同年8月19日までです。

第3、審査の方法は、関係諸帳簿等にわたり照合審査をいたし、また、関係法令に準拠しているかどうかを確認させていただきました。また、財産に関する調書、基金運用状況書については、適正な管理・運用がされているかを審査いたしました。

第4、審査の結果。各会計の決算及び関係書類の計数は正確であり、決算書等関係法令に準拠し作成されており、執行は適正であることを確認いたしました。

2、財産に関する調書、基金運用状況調書につきましては、計数はいずれも正確でありまして、適正な管理がされていることを確認いたしました。

第5、決算の概要については、先ほど会計管理者、建設課長、そして病院事業管理者のほうから説明がありましたので、これについては省略させていただきます。

少し飛ばしていただいて、タブレットの112ページを開いていただけますでしょうか。5、町税等の収入未済額でございます。一番下の段の文章のくだりを読ませさせていただきます。一般会計の督促手数料を除く収入未済額の合計は3,585万9,661円で、前年度より136万5,480円減少しております。特別会計の督促手数料を除く収入未済額の合計は1,217万9,276円で、前年度より57万3,030円の増加でございます。

6、公営企業会計の状況でございますが、(1)簡易水道事業会計の収入未済額は330万9,171円で、前年度より11万5,089円増えておりました。

(2)下水道事業会計の収入未済額は312万100円で、前年度より1万4,900円増えておりました。

そして、病院事業会計においては、患者負担未収金についてですけども、これについては854万3,552円で、前年度より5万4,879円増加しておりました。

そして、第6として、結び、各会計の決算を審査した内容から若干の意見を述べさせていただきます。

(1)全般的事項、今回につきましては、昨年度の決算審査で指摘した事項について、所管から聞き取りをして主な対応状況を確認したものをここに記しております。

(1)日南町用品調達基金については、令和6年度末をもって条例の廃止が行われました。基金で管理した貯蔵品28万5,900円は、一般会計で買い取って現金化し、基金の現金471万4,100円と合わせて500万円を繰り入れて、それを財政調整基金に積み直しました。なお、参考までに、緑と水の活性化基金676万の条例も併せて、3月末で廃止されておりました。

(2)公共交通確保対策事業と障害者等外出支援事業の連携を取ってくださいということについては、地域づくり推進課と福祉保健課が情報を共有しながら推進し、おのおのの利便性を保ちながら、運行や支援が行われたという具合に聞き取りました。なお、福祉有償運送の事業者、一事業者が、過疎地有償運送、これは令和2年の11月に改正されて、交通空白地有償運送という名前に変わっておりますけども、その運送も開始され、一方、タクシーの運行では、休日等や夜間の一部運行も再開したということで、住民の方々の交通移動に関する利便性がやっぱり改善されたという具合に思っております。

3番目、塵芥処理事業において指摘しました年次ごとの改修工事が計画的にちょっと進められていなくて、繰越しをされておりましたけれども、6年度においては計画的に進められておまして、年度内完了をされておりました。また、購入されていた発泡スチロールの減容機と、発泡スチロールを溶かしてする機械ですけども、そこに、投入口に上がるのに、脚立であるとか、足場のちょっと悪くて、もしかすると悪くすればけがをするような状態を懸念しておりました。それについて現場のほうを確認しましたところ、聞き取りをしたところ、購入をされて、そこで安全に投入をされているということを確認させていただいております。

2、歳入関係。(1)、これにつきましては、先ほど会計管理者のほうの詳細を述べていただきましたけども、その中で特徴的なものとして、地方交付税が36億206万4,000円で、前年度決算と比べて1億1,932万7,000円の増となっております。なお、このうち普通分におきましては、いわゆる普通交付税におきましては、国の税収増によって、昨年12月に追加交付が7,100万1,000円ほどありました。そして、繰入金金は、先ほど財政健全化のほうでも述べさせていただきましたけれども、繰上償還に補償金につかない、そのまま返すことのできる臨時財政対策債の一部を繰上償還するために、減債基金の取崩しを行ったために大幅な増となっております。

そして、先ほど触れましたけれども、(2)各会計の未収金の状況について、令和5年度以前の滞納繰越分が一部担当課の、それぞれの努力の取組によって、納付が進んでいるという側面もありました。さらに、町税等未収金取組み会議は、設置要綱にのっとり、年2回開催されました。また、あわせて、令和5年度末に一応話をしておられたと思う

んですけども、いわゆる戸別訪問するチームをつくっていくということで、いわゆる経験者と新人さんの2人のチームを5チーム編成して、打合せを行って、これからどういう具合に取り組んでいくかというところまではされておりましたので、それ以降の活動については、令和7年度に期待をするものでございます。

3、基金の一括運用でございますけれども、出納室の基金管理事務において、財政調整基金、減債基金、公共施設基金、そして若者定住基金、そして土地開発基金の運用で利率の増等により、前年度と比べて287万円増えておまして、1,687万7,000円の決算額でした。

その他の基金を含めた一括運用全体では、前年度に比べて323万3,000円増の2,063万円の額となっております。さらに運用のほうに努力していただければという具合に思います。

3番目に歳出関係を報告させていただきます。(1)タウンズネット管理運営事務、日南町のケーブルテレビを使用して、より多くの情報を町民の皆さんに提供するサービス事業の実証実験の結果報告を受けました。実施期間は令和6年7月1日から令和7年3月31日までの期間で、中海テレビとの随意契約396万円で行われておりました。

実証実験の世帯数を設置目標200件と想定して開始されましたが、実際には63件にとどまり、予算の執行金額も283万3,000円減の112万7,000円となりました。実際にこの事業を執行するに当たっては、操作する機械を設置するために、インターネットに加入する必要があります。新規加入世帯の費用の負担方法やインターネットの使用料についての詳しい説明が必要になるかと思えます。また、高齢者の世帯においては、リモコンの操作が難しいと感じる人がいる可能性があります。令和6年度の実証実験の検証を早めに行うべきではないかという具合に思います。

(2)新エネルギー推進事業、家庭用発電設備等導入推進補助金の令和6年度の実績は、太陽光発電システム1件、蓄電池1件、薪ボイラー1件、太陽熱温水器3件で、補助金の合計金額は106万7,000円でした。令和5年度に比べると、太陽光発電システムが3件から1件に減少しており、事業費も42万9,000円の減となっております。件数減の主な要因は、町民の高齢化と太陽光発電システムが高額であることが考えられます。家の新築や改修される際に太陽光発電システムの導入を検討してもらえばと考えます。太陽熱温水器については、申請件数が前年の1件から3件に増えており、事業の成果があったと評価いたします。木質バイオマスエネルギーの活用については、林業アカデミーの事業で、薪ストーブや薪ボイラーのよさを伝えることや、林業関係等に導入する、勧めてみるというのも一つの方法であろうかと思えます。日南町エネルギーの地産地消を進めるに当たり、家庭用発電設備導入推進補助金の活用については、PR方法をさらに研究してみたいという具合に思います。

(3)母子福祉事務、いきいき定住促進条例に基づく出産祝い金、ここで触れておりますのは3つほどあります。まず、出産祝い金ですね、これは、第1子、第2子、第3子以

降それぞれに、それまで3万円、5万円、7万円を支援しておりましたけども、令和6年度からは一律10万円を支援することになり、実績額は、令和5年度出生者を含めて14人で、122万円の給付額でした。

次に、令和6年度から新設した進学祝い金ですけども、小学校入学時に10万円、中学校20万円、高校等で30万円として、合計52人に1,490万円を給付いたしておりました。入学時の学用品や高校でのタブレットなどの購入に充てることで、保護者からは好評であったという説明を受けております。なお、本事業での対応ではありませんけども、日南町に転入手続の際には、住民課窓口で、まち・みらい創造課が準備した子育ての支援制度や各種補助制度の資料が入ったフォルダを渡すことになっております。

そして、一方ですが、子育てをしながら働く家庭に対し、土曜日の7時30分から夜8時の間に開設される事業所内保育の利用について、半額を補助する事業の決算額は563万6,000円で、財源は過疎ソフトの560万円を充ててありました。令和6年度は24人の受入れをし、そこで働くスタッフの皆さんを中心に、かなりメリットがあったんじゃないかという具合に評価をしております。ただし、なかなか現場のほうでは、保育スタッフの確保等に苦労があるという話を聞きました。いろいろ、一般質問でもそういうような意見も出ましたけども、対応について、この事業も含めて、事業継続を懸念しますと書いてありますけども、できれば事業が継続できる方法をまた考えてみていただければという具合に思いました。

最後に、にちなんブランド化促進事業でございます。日南米の加工品開発販売支援補助金が229万3,000円の決算額でありました。これは6団体に交付されましたが、このうちモチ米を活用した商品開発では、モチ米を使ったタコ焼きと磯辺焼きを作って、作った商品を道の駅のにちなんヒメノモチまつりというイベントを開催して販売し、このイベントの開催に補助金134万7,000円が交付されておりました。集まった方は300人ということを知っておりまして、いいPRではなかったかなという具合に感じました。

日南町のヒメノモチは、作付面積が令和6年度86.1ヘクタール、令和7年度予定が68.8ヘクタールということで、17.3ヘクタール減っておるという話も聞きました。その減った分は、ウルチ米の作付に回ってるんじゃないかという具合に思っております。出荷量ですけども、これは、あくまでもJAに出された出荷量ですけども、7,283袋ということで、全世帯、日南町での生産量の推計を逆算すると、1万3,700袋ぐらいはありはしないかという説明を受けました。なお、ヒメノモチの1等米は、日南町で、令和6年度で約6割、ウルチ米の91.5%と比べると低いですけども、全国的に見れば高いんじゃないかという具合に思っておりますし、近隣の町村で、かなりヒメノモチを売出しをされとる有名な地域がありますけれども、そちらのほうは、どうも1等米はゼロということでした。そういう日南町のモチ米のおいしさを知ってもらいよい機会となりましたが、今回のイベント止まりでなくて、今後とも継続して商品開発に取り組んで

いただいて、ぜひ日南町のおいしいヒメノモチを販売ができればいいという具合に感じました。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの報告に質疑があれば、これを許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 1点だけ、いろいろと御説明ありがとうございました。

私、1点ちょっと確認したいんですが、調書のほうでいくと235ページの基金のところです。基金、一般会計積立基金と一般会計定額運用基金、説明の中で用品調達基金、これを廃止したよというのをお聞きしました。もう一つは、緑と水のふるさと活性化基金も廃止したよと、この2つは確認しました。その中で一つ気になるのは、教えていただきたいのは、Jクレジット運用基金も残額ゼロになっておるわけですが、私も常々、この運用基金がほとんど、基金つくられてから僅かしか積み立てしてないどうのこうので、もう廃止するべきじゃないかと言ったんですが、この6年度の最終の基金のところで残額がゼロとなっておりますが、金額はゼロであるけども基金だけは残すということなんですか、項目。

○議長（山本 芳昭君） 代表監査委員への質問ですか。

○議員（2番 大西 保君） はい。

○議長（山本 芳昭君） 高見代表監査委員。

○代表監査委員（高見 正司君） 私のほうが各課のほうに聞き取りした中で、数字のほうは確認はしましたけども、その辺り、今後も継続するかどうかというところまで聞き取りは、残念ながらさせていただいておりません。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号から議案第75号までの決算認定関係9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第75号までの本日の審議は、提案説明までにとどめることに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、9月4日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 4 時 17 分散会

---